

災害時における安全な居住の持続【資料集】

① 地震等に対する住宅の安全性の向上	1
② 立地に応じた住宅市街地の安全性の向上	16
③ 災害時に住み続けられる住宅の普及	34
④ 被災後の都民の居住確保	47

①地震等に対する住宅の安全性の向上

住宅の耐震化の現状

- 住宅については、81.2%が耐震性を満たしているの見込まれる。（平成22年度末時点）
- そのうち木造戸建住宅の耐震化率は68.6%にとどまっている。（平成22年度末時点）

住宅の耐震化の現状(東京都)

単位:戸

住 宅		昭和56年以前 の住宅	昭和57年以降 の住宅	住宅数	耐震性を満た す住宅数※1	耐震化率 (平成22年度末)
種 別	構 造	a	b	a+b=c	d	d/c
戸建住宅	木 造	555,500	1,101,300	1,656,800	1,136,900	68.6%
	非木造	46,300	152,600	198,900	180,900	91.0%
		601,800	1,253,900	1,855,700	1,317,800	71.0%
共同住宅 ※2	木 造	197,600	449,900	647,500	454,800	70.2%
	非木造	1,004,700	2,632,000	3,636,700	3,210,300	88.3%
		1,202,300	3,081,900	4,284,200	3,665,100	85.5%
合 計		1,804,100	4,335,800	6,139,900	4,982,900	81.2%

※1 平成20年住宅・土地統計調査を基にした推計値

※2 共同住宅には、特定建築物である賃貸共同住宅を含む。

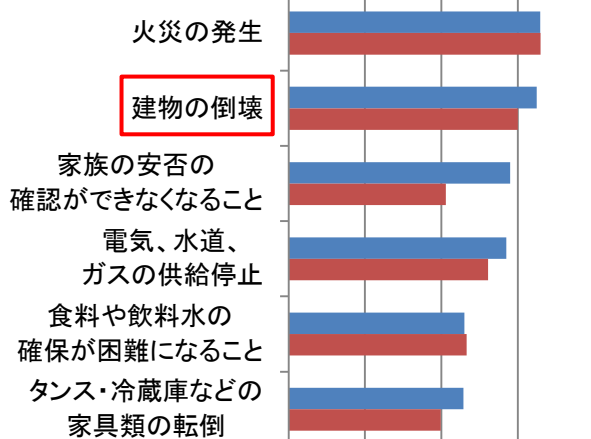
防災に関する世論調査（内閣府）

平成25年12月調査

- 防災に対する意識は高まるものの、耐震補強意欲は年々低下している。

大地震が起こった場合に心配なこと

0 20 40 60 80 %



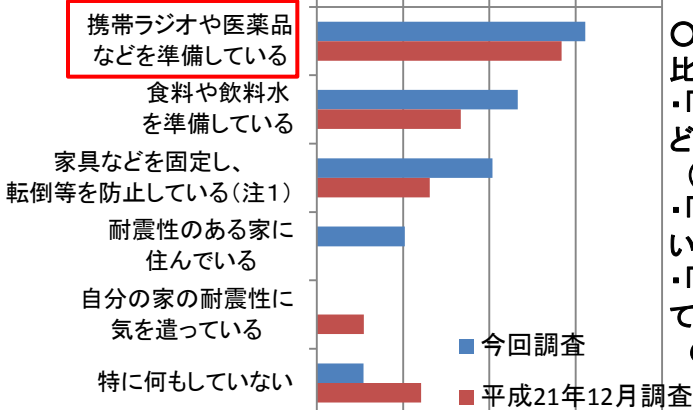
○平成14年9月の調査結果と比較すると、

- ・「建物の倒壊」(60.0%⇒65.0%)
- ・「家族の安否が確認できなくなる」(41.2%⇒50.0%)
- ・「電気、水道、ガスの供給停止」(52.2%⇒57.0%)の割合が上昇している。

■ 今回調査
■ 平成14年9月調査

大地震に備えてとっている対策

0 20 40 60 80 %



○平成21年12月調査結果と比較すると、

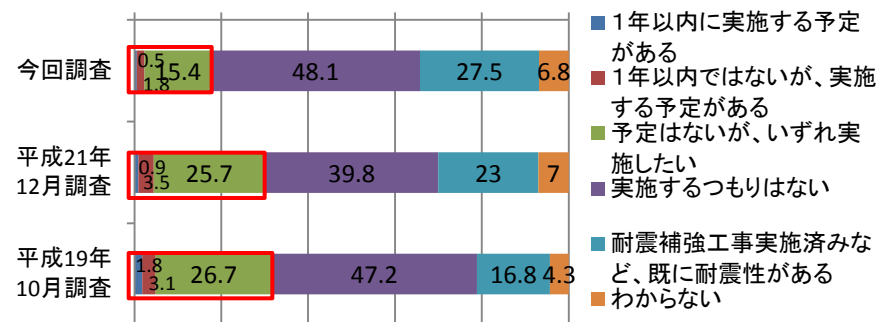
- ・「携帯ラジオ、懐中電灯などを準備している」(56.7%⇒62.2%)
- ・「食料や飲料水を準備している」(33.4%⇒46.6%)
- ・「家具・家電などを固定している」(26.2%⇒40.7%)の割合が上昇している。

■ 今回調査
■ 平成21年12月調査

注1：平成21年12月調査では「家具や冷蔵庫を固定し、転倒を防止している」となっている。

耐震補強工事の実施意向

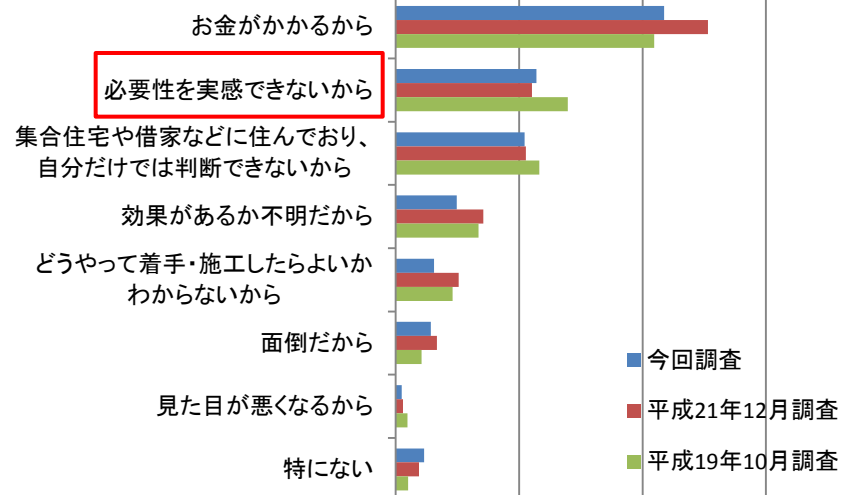
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 1年以内に実施する予定がある
■ 1年以内ではないが、実施する予定がある
■ 予定はないが、いずれ実施したい
■ 実施するつもりはない

耐震補強工事の実施予定がない理由

0 20 40 60 %

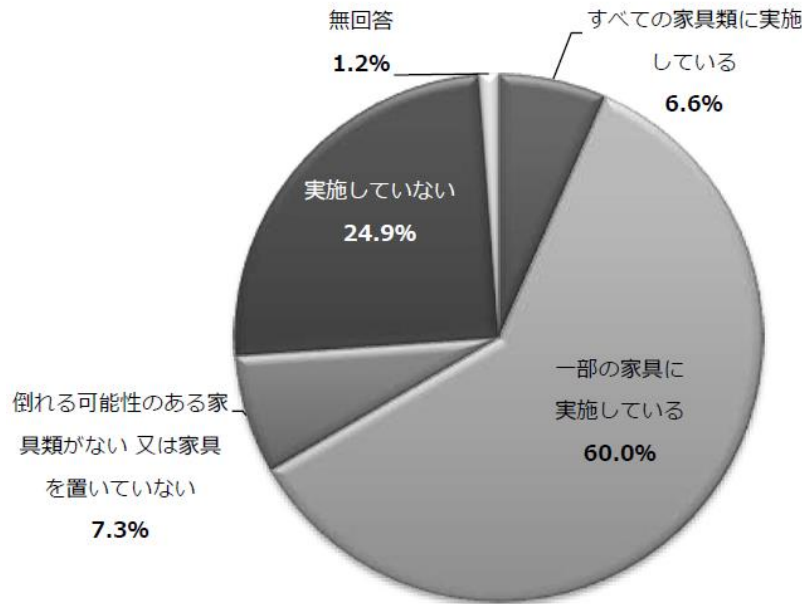


■ 今回調査
■ 平成21年12月調査
■ 平成19年10月調査

家具類の転倒等防止対策への世論調査

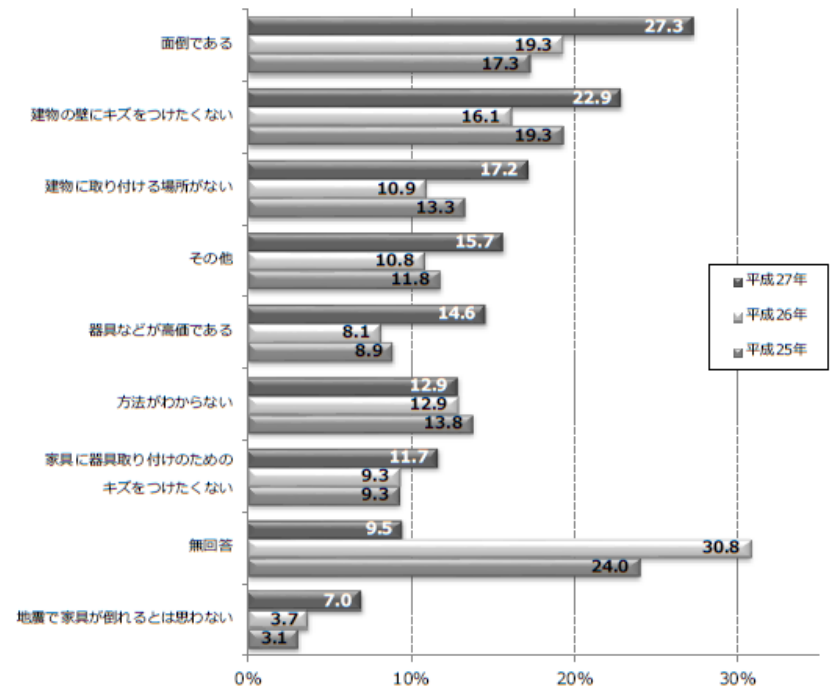
- 東京消防庁が平成27年に実施した消防に関する世論調査結果では、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施している家庭は約67%である。
- また、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施していない（一部にのみ実施している方は、実施していない部分について）理由については、「面倒である」が最も多く約27.3%を占め、年々増加傾向にある。

「家具類の転倒・落下・移動防止対策」の実施状況



(資料) 消防に関する世論調査(平成27年)／東京消防庁

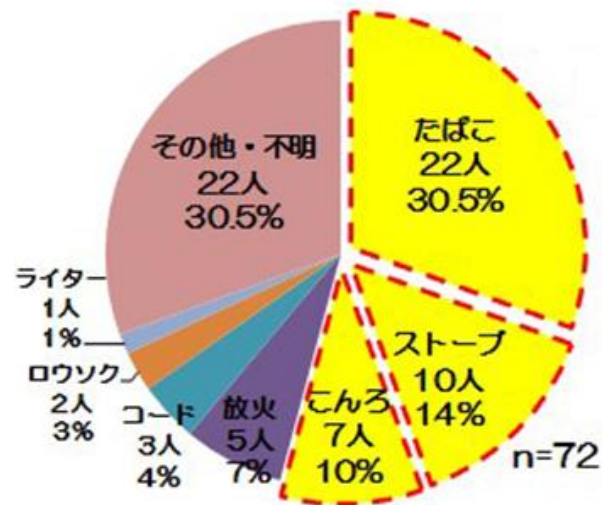
家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施していない理由



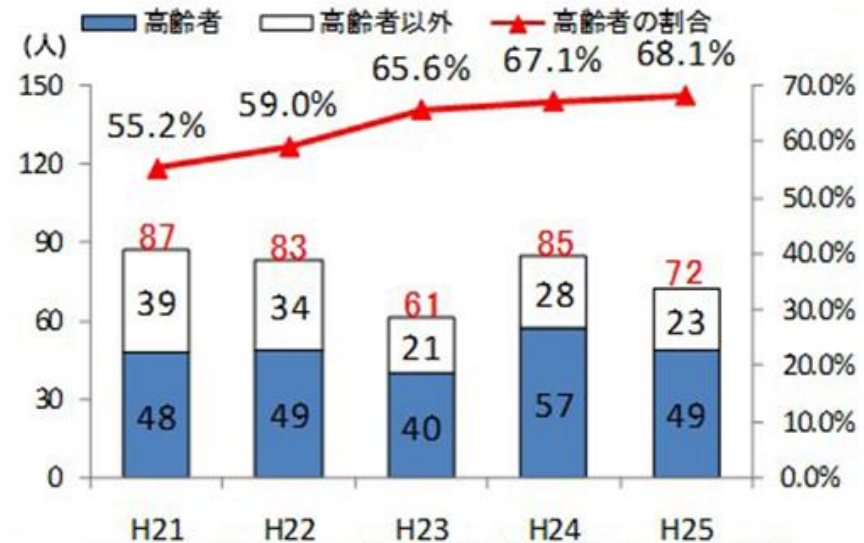
(資料) 消防に関する世論調査(平成27年)／東京消防庁

住宅火災への対策

- 東京消防庁管内では、住宅火災による死者数は72人（平成25年）にのぼり、その出火原因では、たばこ・ストーブ・こんろが5割以上を占めている。また、死者に占める高齢者（65歳以上）の割合は、年々高まっている。
- 住宅火災への対策として、火災報知器の設置が重要であるが、都内における火災報知器の設置状況は約89%（平成27年6月時点）である。



住宅火災の出火原因別死者数(平成25年)



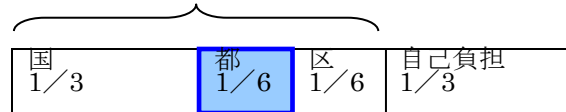
死者数と高齢者の割合の推移(平成21年～25年)

住宅の耐震化に向けた取組

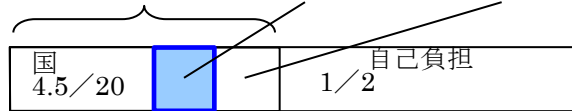
耐震化促進のための主な助成制度

《木造住宅》

◇耐震診断助 ⇒費用の1/6かつ2.7万円を限度
補助率2/3



◇耐震改修助成 ⇒費用の5.5/40かつ22万円を限度
補助率1/2 都5.5/40 区5.5/40



防災都市づくり推進
計画に定める整備地
域を対象

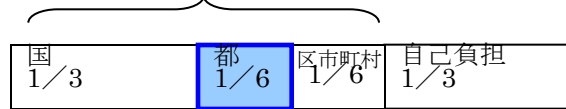
耐震化事業等実施 区市町村数

助成内容	区市町村数
耐震診断	51
耐震改修設計	24
耐震改修	48
建替え	13

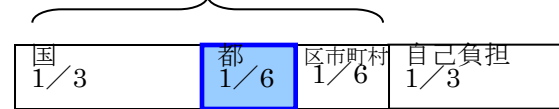
平成27年7月1日現在

《分譲マンション》

◇耐震アドバイザー ⇒5万円/回かつ10回まで
補助率2/3



◇耐震診断 ⇒助成単価1,030円～2,060円/㎡
補助率2/3



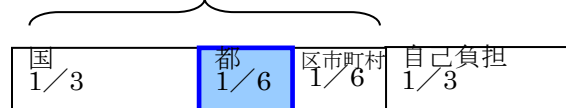
耐震化事業等実施 区市町村数

助成内容	区市町村数
耐震診断	30
耐震改修設計	27
耐震改修	27
建替え	4

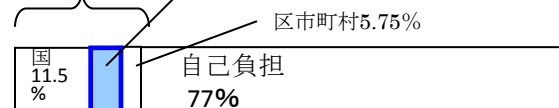
平成27年7月1日現在

◇耐震改修助成、建替え助成

【計画作成、設計】⇒助成単価1,030円/㎡
補助率2/3



【改修工事】⇒助成単価48,700円/㎡
補助率23% 都5.75% 区市町村5.75%



住宅の耐震化に向けた取組

耐震化促進のための主な助成制度

《特定緊急輸送道路沿道建築物》

◇耐震診断助成 → 原則、全額補助 ※面積に応じた単価設定あり

国 1/2	都 1/2
----------	----------

◇補強設計助成 → 原則、全額補助 ※面積に応じた単価設定あり

国 1/2	都 1/3	区市町村 1/6
----------	----------	-------------

◇耐震改修、除却、建替助成 → 原則、9割補助 ※助成単価48,700円

補助率9/10

国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	自己負担 1/10
----------	----------	-------------	--------------

※分譲マンション以外の建築物については、延べ面積5,000㎡を超える部分：補助率11/20

《区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業》

国の「社会資本整備総合交付金」を活用し、建物所有者への個別訪問など、区市町村が積極的に行う普及啓発事業を促進するため、都が区市町村に対して助成を実施

《税制優遇》

東京都の耐震化促進税制

※耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免(23区内)

住宅の耐震化に向けた取組

緊急輸送道路図

特定緊急輸送道路：緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるもの



(資料)東京都耐震改修促進計画(平成26年4月1日変更)より

各区市町村の耐震化に向けた取組

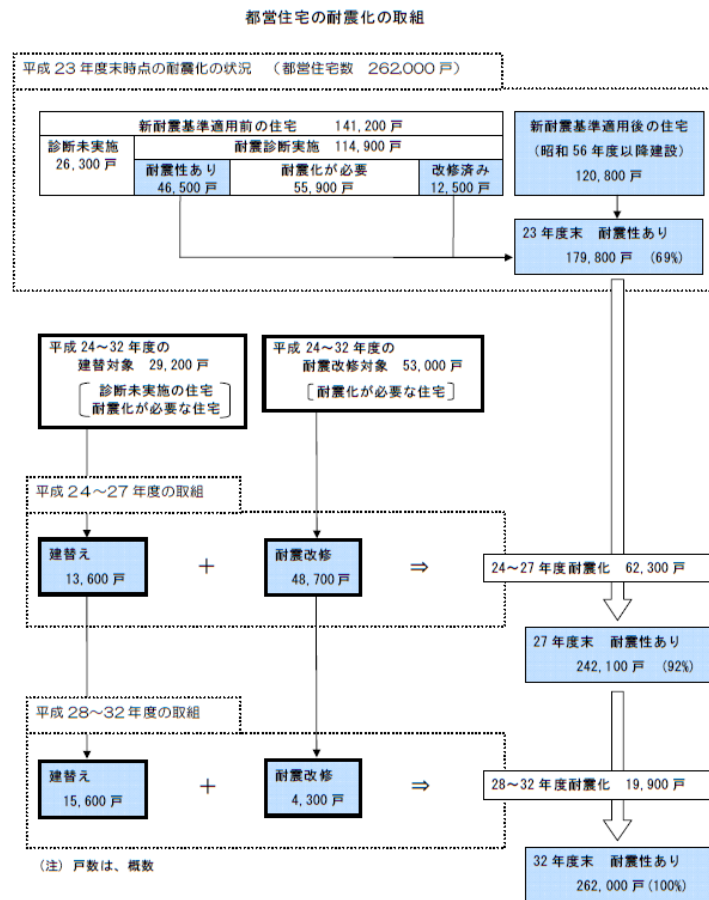
		特定緊急輸送道路沿道助成				緊急輸送道路沿道助成				木造助成				シェルター助成
		診断	設計	改修	建替除却	診断	設計	改修	建替除却	診断	設計	改修	建替	
1	千代田区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
2	中央区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
3	港区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
4	新宿区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
5	文京区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
6	台東区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
7	墨田区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×
8	江東区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
9	品川区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
10	目黒区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
11	大田区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
12	世田谷区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
13	渋谷区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
14	中野区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○
15	杉並区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○
16	豊島区	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○
17	北区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	荒川区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	板橋区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
20	練馬区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	足立区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
22	葛飾区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	江戸川区	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×

		特定緊急輸送道路沿道助成				緊急輸送道路沿道助成				木造助成				シェルター助成
		診断	設計	改修	建替除却	診断	設計	改修	建替除却	診断	設計	改修	建替	
24	八王子市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○
25	立川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
26	武蔵野市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	×
27	三鷹市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
28	青梅市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
29	府中市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	○
30	昭島市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	○
31	調布市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
32	町田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
33	小金井市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
34	小平市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
35	日野市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
36	東村山市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
37	国分寺市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
38	国立市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
39	福生市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
40	狛江市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	×
41	東大和市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
42	清瀬市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	○
43	東久留米市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×
44	武蔵村山市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	○
45	多摩市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×
46	稲城市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
47	羽村市	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×
48	あきる野市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	×
49	西東京市	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	○
50	瑞穂町	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	×	○
51	日の出町	—	—	—	—	×	×	×	×	○	×	○	×	×
52	檜原村	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
53	奥多摩町	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×

平成27年7月1日現在

都営住宅における耐震化の取組

- ・ 都内の主な公共住宅約527,600戸のうち、約379,000戸（71.8%）の住宅が必要な耐震性を満たしていると見込まれる。
- ・ 都営住宅については、緊急輸送道路沿道や避難場所に立地する都営住宅の耐震化を中心として、平成32年度末までに100%が耐震性を満たすよう取り組みを進めている。



耐震改修の年次計画

年度	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28～32 年度	計
着工戸数	15,000 戸	13,100 戸	12,700 戸	5,000 戸	2,800 戸	48,600 戸
竣工戸数	48,700 戸				4,300 戸	53,000 戸

耐震化率
の目標(平成 27 年度)
90%以上(平成 32 年度)
100%

(注1) 戸数は、概数

(注2) 着工戸数と竣工戸数の計が一致しないのは、竣工戸数には、平成23年度以前の着工分を含むため

(注3) 緊急輸送道路沿道特定建築物に該当する住棟は、平成 27 年度までに耐震改修を完了

(注4) 平成 24～32 年度の建替えにより、29,200 戸を耐震化

(資料)都営住宅耐震化整備プログラム(平成24 年7月発表)

東京都住宅供給公社住宅における耐震化の取組

- 公社賃貸住宅1,300棟（72,000戸）のうち、耐震性を有する住宅数は690 棟(29,300 戸)の公社賃貸住宅が必要な耐震性を満たしていると見込まれる。（平成24年8月時点）
- 耐震診断の結果により、耐震基準に満たない住宅350 棟（21,300 戸）については、平成23 年度までに110 棟（10,500 戸）の耐震改修が完了している。
- 全公社賃貸住宅の耐震化率（戸数ベース）について、平成23 年度末時点で約85%から、平成32 年度までに100%まで向上するよう取組をすすめている。

■ 公社賃貸住宅の耐震化取組み状況

公社賃貸住宅　　1,300棟（72,000戸）				
新耐震基準以前の住宅 （昭和56年5月31日以前） 1,070棟（51,200戸）				新耐震基準による住宅 （昭和56年6月1日以降）
建替対象住宅 〔計画が具体化したもの〕	耐震診断を実施した住宅 1,040棟（50,600戸）			
	要耐震化 350棟（21,300戸）		耐震性あり	
	耐震化未実施	耐震改修済		
30棟 （600戸）	240棟 （10,800戸）	110棟 （10,500戸）	690棟 （29,300戸）	230棟 （20,800戸）

▲ 本プログラム対象

（注）棟数、戸数は、概数

■ 公社賃貸住宅の耐震化の年次計画

年 度	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28～32年度	合 計
竣工数	80棟 （4,000戸）	40棟 （1,700戸）	40棟 （1,700戸）	40棟 （1,700戸）	40棟 （1,700戸）	240棟 （10,800戸）

（注）棟数、戸数は、概数

耐震化率 の目標	（平成27年度） 90%以上	（平成32年度） 100%
	▲ ▲	

（資料）公社賃貸住宅耐震化整備プログラム（平成24年8月）／東京都住宅供給公社

UR賃貸住宅における耐震化の取組

- UR賃貸住宅の耐震化率は約91%。[H27.3時点 全国ベース]
- 耐震診断は住棟の約98%（中高層住棟の約99%）で実施済である。[H27.3時点 全国ベース]
- 住棟約12,100棟（中高層住棟約11,700棟）のうち約11,800棟（中高層住棟11,600棟）で耐震診断を実施済である。また、耐震診断を実施していない中高層住棟約100棟については、区分所有建物であるため、耐震診断の実施について、区分所有者の方と協議中である。[H27.3時点 全国ベース]
- また、耐震診断の努力義務の対象が拡大された（耐震改修促進法の改正 平成25年11月25日施行）ことに伴い、低層建物等約200棟についての耐震診断等についても順次実施していく。
- ピロティ階については平成8年度から、住宅階については平成18年度から耐震改修に取り組んでいる。

○耐震改修事例

ピロティ階の改修事例 高島平団地ほか
自転車置き場の柱・梁部分に鉄骨ブレースを設置することにより、補強を実施

鉄骨ブレース(破線部分)



住宅階の改修事例 高洲第一団地2-1-1号棟・2-8-1号棟・2-8-8号棟・3-1-1号棟
住棟の柱・梁部分に鉄骨ブレースを設置することにより、補強を実施

住戸バルコニー側の補強



住戸バルコニー側の補強(室内から)



耐震化促進のための普及啓発

■ 耐震キャンペーンの実施

- ・ 耐震化推進都民会議を設置し、建物所有者団体、関係団体、区市町村と連携して、建物の耐震化に向けた気運の醸成及び啓発活動を実施
- ・ 区市町村や関係団体等と連携し、イベント、広報活動を展開
- ・ フォーラム、講習会、耐震改修工法等の展示会、個別相談会等を開催
- ・ マンション耐震セミナーの開催

■ 緊急輸送道路沿道建物への個別訪問等の実施

- ・ 個別訪問等により建物所有者に直接、耐震化を働きかけ

■ マンションへの個別訪問等の実施(マンション啓発隊)

- ・ 管理組合等を直接訪問し、耐震化に向けた取組について助言等を実施

■ 区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業

- ・ 区市町村が行う普及啓発活動に対して助成

■ 耐震化普及啓発DVDの活用

- ・ 耐震化の必要性を啓発し、耐震化に取り組むために必要な情報を提供

■ 耐震化アドバイザー派遣

- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震診断や補強設計、耐震改修・建替えに関するアドバイザーを無料で派遣

■ 東京都耐震マーク交付制度

- ・ 新耐震基準の建築物を含む耐震性のある都内全ての建築物を対象とし、都独自のマークを交付

■ 工事現場に「耐震改修工事中」である旨を掲示

- ・ 緊急輸送道路沿道の工事現場に「耐震改修工事中」である旨を掲示し、耐震化の進捗状況が見える化



東京都耐震マーク



耐震化に関する相談体制等

■ ポータルサイトによる情報提供

- ・ 耐震化に関する情報を一元的に紹介



■ 耐震化総合相談窓口の開設

- ・ 都民の耐震化に関する様々な相談に応じ、耐震化を促進

■ 特定緊急輸送道路の沿道建築物に関する相談窓口等の開設

- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者からの相談問い合わせに総合的に対応

■ マンション耐震化に関する相談窓口

- ・ 耐震化に取り組む関係9団体の相談窓口を紹介

■ 木造住宅の耐震診断事務所の登録・公表

- ・ 安心して耐震診断を実施できるよう、一定の要件を満たす耐震診断事務所を東京都が登録・公表

■ 耐震改修事例等の選定・紹介

- ・ 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置等の事例の紹介
- ・ ビル・マンションの耐震改修事例の紹介



家具類の転倒・落下・移動防止等

家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック

(平成26年10月発行)

家具類の転倒・落下・移動防止対策 ハンドブック

一室内の地震対策一



平成26年度版

東京消防庁

家具類の転倒・落下・移動防止対策講習ビデオ

家庭における家具類の転倒・落下・移動防止する対策を啓発編と実技編に分けて、映像でわかりやすく解説

1 啓発編



過去の地震における家具類の転倒・落下・移動での被害や対策の概要を解説

2 実技編



家具類の転倒・落下・移動対策に関して、具体的に映像でわかりやすく解説

(出典)東京消防庁ホームページ

②立地に応じた住宅市街地の安全性の向上

防災都市づくり推進計画

- 都では、「防災都市づくり推進計画」（平成22年1月改定）を定め、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域を「整備地域」に指定し、防災都市づくりに係る施策を展開している。（整備地域：28地域、約7,000ha）

防災都市づくり推進計画（平成22年1月改定）

東京都震災対策条例に基づき、地震に強い防災都市づくりを推進するための計画

○ 施策の基本方針（平成21年度～37年度）

- ・整備地域等の改善
特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域を整備地域(7,000ha)に指定
- ・延焼遮断帯の整備
- ・緊急輸送道路の機能確保
- ・避難場所等の確保

○ 整備プログラム（平成21年度～27年度）

- ・整備地域、延焼遮断帯等の具体的な整備計画



市街化区域 整備地域

木密地域不燃化10年プロジェクト

- 都では、平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、木造住宅密集地域の改善を一段と加速させる取組を行っている。

《取組の方針》

特に甚大な被害が想定される整備地域(約7,000ha)を対象に、10年間の重点的・集中的な取組を実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにする

- ◆整備地域における不燃領域率 平成32年度までに70%
- ◆整備地域における主要な都市計画道路の整備 平成32年度までに100%

《具体的取組》

区と連携した市街地の不燃化の促進(不燃化特区制度)

- 防災都市づくり推進計画に定める整備地域(約7,000ha)の中で、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を、平成25年3月に創設した不燃化特区制度に基づき指定し、地区の状況に応じた支援を実施
- 平成27年4月現在52地区で取組を実施し、建物の除却、建替え、全戸訪問などを行っている

延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備

- 整備地域内の延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路を対象に特定整備路線を指定(28区間、延長約26キロメートル)
- 特定整備路線にかかる地権者等に対して、生活再建等のための特別の支援を実施
- 全ての区間において地元説明会を開催し、順次、事業化に向け測量作業などを実施

地域における防災まちづくりの気運醸成

不燃化特区内における都税の減免措置

- 一定の要件を満たす、不燃化のために建替えを行った住宅及び老朽住宅を除却した土地について、固定資産税・都市計画税を減免

津波の被害想定

- 都では、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定(平成25年5月14日公表)」により、島ごとの被害想定結果を公表している。

○ 津波高・浸水域、人的・建物被害などについて、国の南海トラフ巨大地震モデル(M9 クラス)を使用し検証

地震

国が示した複数の震源モデルのうちから、都にとって最もゆれが大きくなるモデルを用いて、都内の震度分布を想定

津波

国が示した複数の波源モデルのうちから、東京湾沿岸部及び伊豆諸島・小笠原諸島の島ごとに最大の津波高となるモデルを採用
特に、島しょ部では、港ごとの最大津波高、浸水域について詳細に想定

○ 被害想定結果の特徴等

<島しょの被害>

- ◆ ゆれや液状化などによる被害は小さい
- ◆ 津波高が高く、津波浸水域における建物被害や人的被害が想定される
- ◆ ただし、島の急峻な地形により浸水しない地域も多い

◎ 迅速に避難することができれば、津波による死者ゼロの可能性はある

- ほとんどの地域が震度5強以下
- 最大津波高はT.P. 30.16m、到達時間は15分程度(新島)
- 建物の全壊棟数は、最大で約1,300棟
うち津波による全壊棟数は約1,200棟
- 深夜の人的被害は、最大で約1,800人(早期避難率が低い場合)

<区部・多摩における ゆれ・津波>

- ◆ 最大震度、液状化危険度、津波高などは、首都直下地震等の想定結果より低い

◎ これまでの対策を推進することが、南海トラフ巨大地震への備えとなる

- ごく一部で震度6弱が出るが、ほとんどの地域が震度5強以下
(参考) 東京湾北部地震：震度7を含む6強以上の範囲が区部の約7割
- 最大津波高はT.P. 2.48m(江東区)で、元禄型関東地震のT.P. 2.61m(品川区)より低い

※T.P.= 東京湾平均海面、津波高はすべて地殻変動量を含む

(資料)南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定(平成25年5月14日公表)／東京都総務局

津波対策の取組

- 都は、津波や高潮などに備えた防災対策を進めるとともに、東日本大震災を踏まえた防災力の強化に取り組んでいる。

○ 津波対策

◆ 津波による人的被害を軽減するためには、迅速な避難につながる事前の備えが重要

<取組状況>

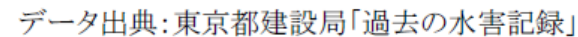
- ・ 津波ハザードマップ基本図を島しょ町村に提供するなど、津波からの避難対策を支援
- ・ 島しょ部において、津波からの避難を想定した総合防災訓練を実施（平成24年度 神津島）

<主な対策>

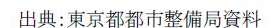
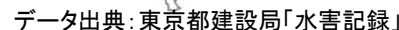
- ・ 頻度の高い津波に対する、島しょの海岸保全施設等の整備を促進
- ・ 高台等への避難が困難な地区に、津波タワー等の避難施設を整備
- ・ 今回の被害想定を踏まえた津波ハザードマップ基本図の見直しにより、島しょ町村の避難計画策定等を支援
- ・ 津波を想定した訓練を島しょ町村と合同で行うなど、迅速な避難に向けた取組を推進

（資料）南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成25年5月14日公表）／東京都総務局

- ## 時間50ミリ以上の豪雨発生率の経年変化



都内の土地利用状況(区部平成18年・多摩部平成19年)



21

「東京都豪雨対策基本方針（改定）」の概要

見直しの背景

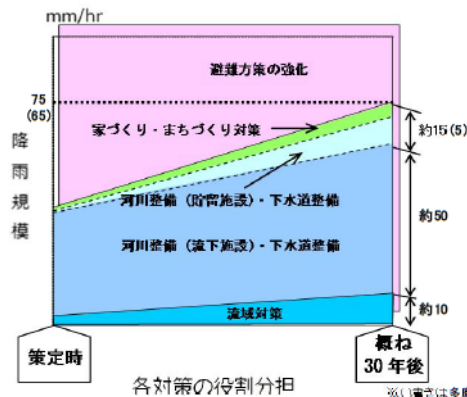
- 平成17年の豪雨を受け、平成19年に「東京都豪雨対策基本方針」を策定し、総合的な治水対策を推進
- 策定後、一定の成果を挙げてきたが、平成20年は町田市を中心に、平成25年は世田谷区や目黒区を中心に、数百棟に及ぶ浸水被害などが発生
- 平成25年10月に検討委員会を立ち上げ、近年の降雨特性や浸水被害の状況、東京都内の中小河川における今後の整備のあり方についての提言を踏まえ、方針の見直しに着手

見直しの概要

1. 降雨特性を考慮して（区部は大手町、多摩部は八王子の降雨データを採用）、目標降雨を設定
2. 河川・下水道の整備において、「対策強化流域」「対策強化地区」を設定
3. 大規模地下街の浸水対策計画の充実など、減災対策の強化
4. オリンピック・パラリンピック開催時及び平成36年までの取組を設定

豪雨対策の目標

- 目標降雨を「年超過確率1/20規模の降雨」である区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリとし、降雨に対する安全度を等しく設定し、床上浸水を防止
- 時間60ミリの降雨までは浸水被害を防止



豪雨対策を強化する流域・地区

甚大な浸水被害が発生している流域・地区では

「対策強化流域」と「対策強化地区」を設定し、現在から概ね30年後の達成を目標に、区部では時間75ミリ、多摩部では時間65ミリの降雨に対し、浸水被害の防止を目指す。

「対策強化流域」

流域対策を含め、流下施設（河道等）や貯留施設（調節池）などの整備により、河川からの溢水を防止する。



「対策強化地区」

甚大な浸水被害が発生している地域などにおいて、下水道施設の整備により、浸水被害の防止を目指す。



対策強化流域

選定条件
 ■過去の浸水被害状況（浸水棟数、被害額）
 ■降雨状況（豪雨の発生頻度）
 ■流域特性（人口、資産額などの被害ポテンシャル）
 ■対策状況（河川整備、下水道整備などの対策状況）

- ① 神田川流域
- ② 渋谷川・古川流域
- ③ 石神井川流域
- ④ 目黒川流域
- ⑤ 香川流域
- ⑥ 野川流域
- ⑦ 白子川流域
- ⑧ 谷沢川・丸子川流域
- ⑨ 境川流域

・時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨に対しても河川からの溢水を防ぐなど効果を発揮する。

・今後の河川整備の進捗や水害の発生状況等を踏まえ順次、流域の追加を検討する。

対策強化地区

選定条件
 ■浸水被害の発生状況（浸水棟数）
 ■施設の重要性や浸水に対する脆弱性（大規模な地下施設など）
 ■下水道施設の能力評価（下水道幹線の流下能力）
 ■対策状況（下水道整備、河川整備などの対策状況）

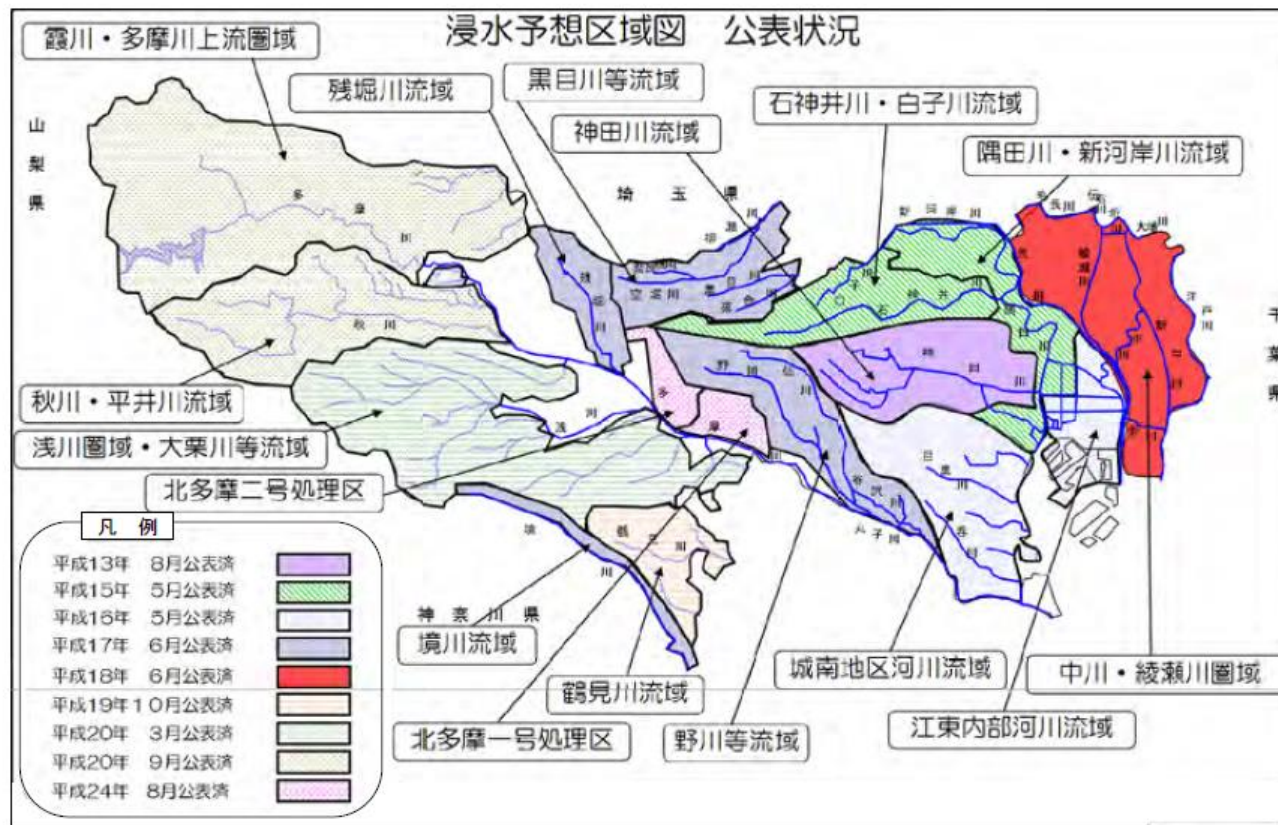
- 75ミリ対策
- ① 目黒区上目黒、世田谷区深溝
 - ② 大田区上池台
 - ③ 品川区戸越、西品川
 - ④ 港区白金、品川区大崎
 - ⑤ 中野区東中野、杉並区阿佐谷
 - ⑥ 文京区大塚
 - ⑦ 文京区千駄木
 - ⑧ 目黒区八雲、世田谷区深溝
 - ⑨ 文京区千石、豊島区南大塚
 - ⑩ 品川区戸越、西品川
 - ⑪ 杉並区荻窪
 - ⑫ 文京区千駄木
- 地下街対策地区
- ⑬ 新宿駅
 - ⑭ 渋谷駅西口
 - ⑮ 池袋駅
 - ⑯ 池袋駅西口
 - ⑰ 池袋駅東口
 - ⑱ 池袋駅八重洲口
 - ⑲ 池袋駅丸の内口
 - ⑳ 池袋駅
 - ㉑ 池袋駅
 - ㉒ 池袋駅
 - ㉓ 池袋駅
 - ㉔ 池袋駅

・今後の浸水被害の発生状況により、地域特性などを踏まえ地区の追加を検討する。

水害対策の取組

- 浸水予想区域図は、平成12年に名古屋地方に大きな被害をもたらした東海豪雨相当の雨（時間最大雨量114ミリ、総雨量589ミリ）が東京に降った場合に生じうる場所ごとの浸水深をシミュレーションし、浸水が予想される区域と最大の浸水深を示したもの。現在、都が管理する全ての河川流域と一部の下水道処理区について作成・公表している。

浸水予想区域図の作成・公表状況図(平成25年度末現在)



浸水予想区域図(神田川流域)



(資料)「東京都豪雨対策基本方針(改定)」

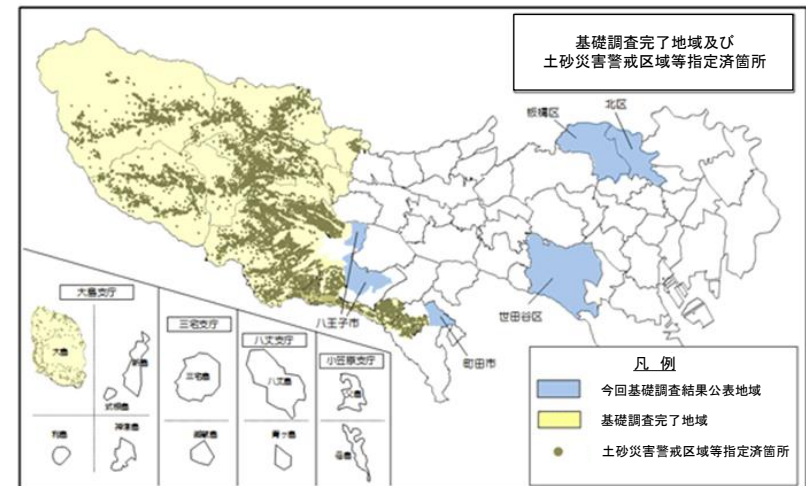
土砂災害防止への対策

- 土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)から住民の生命を守るために、都内全域で土砂災害の恐れのある約15,000箇所について、順次、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行っている。

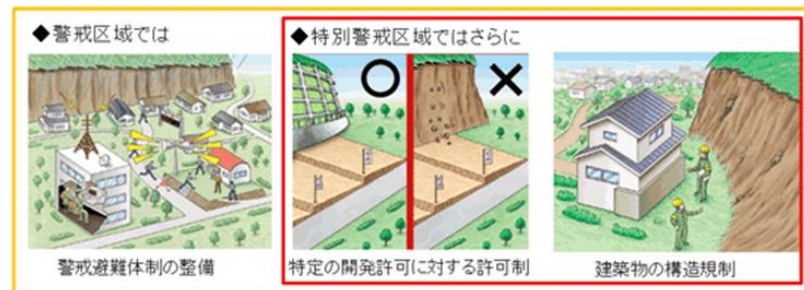
これまでの指定箇所数(平成27年9月現在)

市町村	累計区域指定箇所数		図面を閲覧できる建設事務所等
	警戒区域	うち特別警戒区域	
青梅市	1,453	1,380	西多摩建設事務所
福生市	17	14	
羽村市	28	26	
あきる野市	778	573	
瑞穂町	42	34	
日の出町	669	629	
檜原村	931	0	
奥多摩町	889	0	
八王子市	2,527	2,380	南多摩西部建設事務所
町田市	861	834	南多摩東部建設事務所
大島町	549	512	大島支庁
合計	8,744	6,382	

- ・土砂災害警戒区域等の指定箇所
- ・土砂災害防止法に基づく基礎調査箇所



指定の効果



(出展) 東京都建設局ホームページ

住宅・建築物安全ストック形成事業（国）（がけ地近接等危険住宅移転事業）

事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業

補助対象

(1) 除却等費

○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等（限度額：802千円/戸）

(2) 建設助成費

○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）（限度額：4,150千円/戸（建物3,190千円/戸、土地960千円/戸）。ただし、特殊土地地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された推進地域の場合：7,227千円/戸（建物4,570千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成597千円/戸）。

補助要件

(1) 対象地区要件

- 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
- 建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(2) 対象住宅要件

○既存不適格住宅、又は建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

交付団体

都道府県、市町村

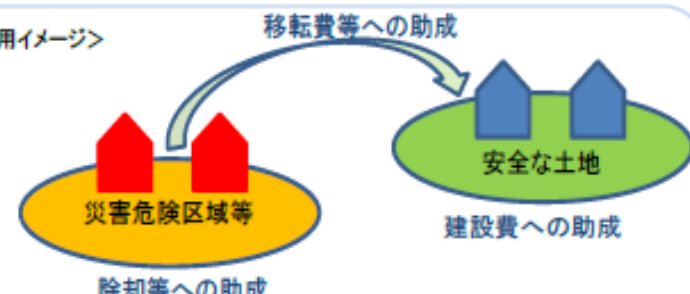
事業実施主体

市町村（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。）

交付率

国：1/2、地方公共団体：1/2

<適用イメージ>



住宅・建築物安全ストック形成事業（国）

■ 目的

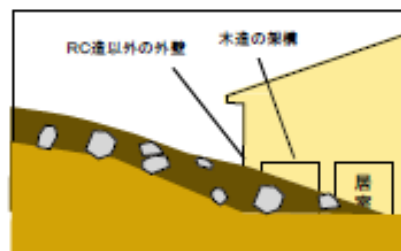
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正等とあわせて、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

■ 内容

○ 事業内容

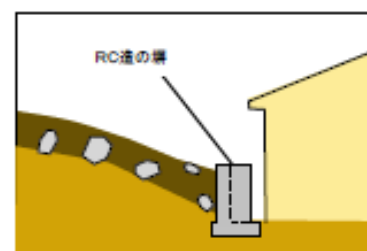
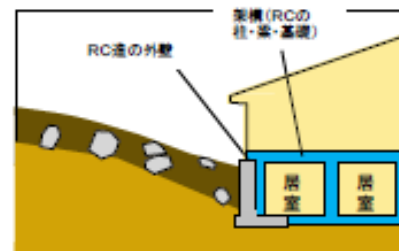
土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

○ 補助対象:

以下の要件を満たす建築物。

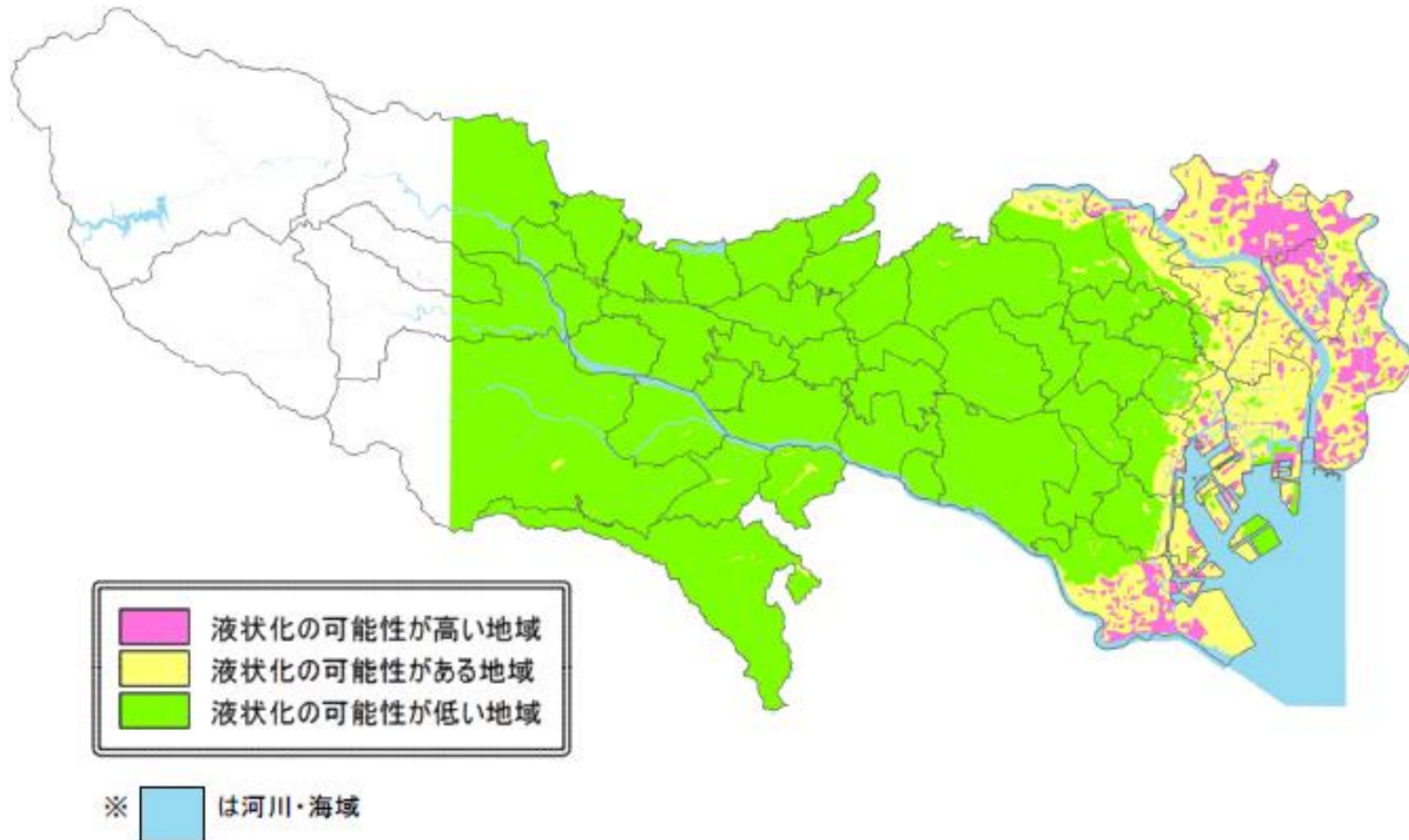
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物
- ・建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

○ 補助率: 23% (うち国費 11.5%)

○ 補助対象限度額: 3.3百万円/棟

東京の液状化予測図

- 東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範囲で液状化被害が発生し、震源から遠く離れた東京都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、区部東部の5区で木造住宅が傾くなどの被害が生じた。



(資料)液状化による建物被害に備えるための手引

液状化対策の取組

『建物を液状化から守ろう(パンフレット)』発行

東京都液状化対策アドバイザー制度

液状化現象に備えるために…

液状化について知識を深め、地盤の状況を把握して、専門家に相談しながら、備える。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範囲で液状化被害が発生しました。震源から遠く離れた東京都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、区部東部の5区で木造住宅が傾くなどの被害が生じました。ここでは、建物の建て主や所有者の皆様が、液状化についての知識を深め、地盤の状況を把握して、地盤や建築の専門家に相談しながら、液状化による建物被害に対してどのように備えていったらいいのかを、分かりやすく解説していきます。

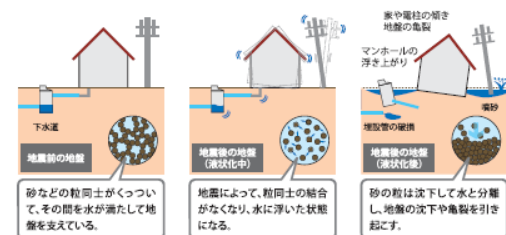
液状化現象って何？

地震が発生したら、液状化現象はあなたのお住まいでも起こるかもしれません。初めに、液状化とは何かを知りましょう。

地盤が液状化する？

液状化現象とは、地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のことです。

液状化は、主に同じ成分や同じ大きさの砂からなる土が、地下水で満たされている場合に発生しやすいといわれています。そのような砂でできた地盤は砂の粒子が結びついて支えあっていますが、地震発生で繰り返される振動により、地中の地下水の圧力が高くなり、砂の粒子の結びつきがバラバラとなって地下水に浮いたような状態になります。これが液状化です。このような状態となると、水よりも比重が重い建物が沈んだり、傾いたりします。水の比重よりも軽い下水道のマンホールなどが浮き上がる場合があります。



液状化発生の可能性が高い場所は？

以前、川や海であった場所が市街化された場所は、液状化が発生しやすいとされています。



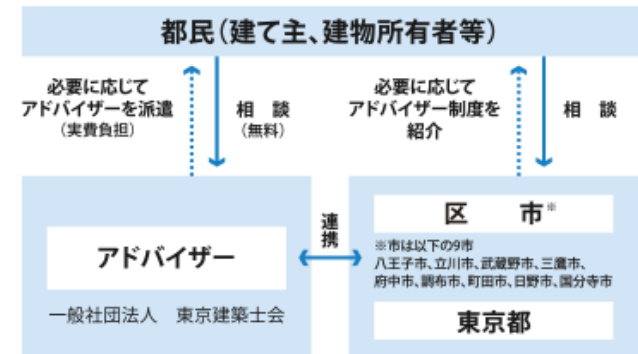
図中の大(中)小は、液状化の可能性の程度を示します。
※出典：国土交通省「液状化対策」(平成23年3月11日現在)「液状化対策」(平成23年3月11日現在)「液状化対策」(平成23年3月11日現在)

木造住宅は、液状化による影響を受けやすいので注意が必要です。

地盤により地盤が液状化すると、建物重量が軽く基礎が浅い木造住宅は、傾斜や沈下などの被害を受ける可能性があります。



液状化によって被害が生じると通常の生活が困難になるほか、建物を元の状態に戻す修復工事の期間中は建物が使えなくなるなどの影響を受ける場合があります。このため、液状化による建物被害へ備えていくことが重要です。



一般社団法人 東京建築士会 無料相談室

電話 ☎ 03-3536-7711

相談 毎週月曜日/13:00~16:30(相談開始は終了の30分前まで) ※要予約
(8月中旬、年末年始、祝祭日は除く)

住所 東京都中央区晴海1-8-12 オフィスタワーZ 4階
都営地下鉄大江戸線「勝どき」駅下車 A2a・A2b出口から徒歩4分

災害時の協定等の取組

大規模な水害時の都営住宅への緊急避難の覚書(東京都)

津波による水害や、河川の氾濫等の水害(大規模な水害)が発生したときに、区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、都営住宅を緊急避難先とすることに関し、東京都と区で覚書を締結。

平成25年5月1日 江東区と締結
 平成25年10月9日 東部地区4区(墨田区、足立区、葛飾区、江戸川区)及び大田区と締結
 平成27年12月9日 荒川区と締結

災害時に民間大型マンションを避難所として使用する協定(品川区)

災害時に避難所として使用することができる協定を、区は民間大型マンションと締結。

[協定締結日]
 平成24年1月17日

[協定締結先]
 パークホームズ武蔵小山管理組合

[避難者用に提供する避難所]
 ・集会室(1階、地下1階)を提供
 ・約90㎡の部屋2部屋。100人程度の受け入れ見込み。
 ・毛布や食料も備蓄

民間マンションを津波避難施設とする協定(品川区)

住民が緊急的に一時避難できる津波避難施設として使用できる協定を、区は民間マンション3施設と締結。

[協定締結日]
 平成25年3月27日

[協定締結先]
 東大井スカイハイツ
 第三東個マンション
 リバーサイドマンションA棟B棟

災害時に近隣住民が建物内に避難できる建築物の認定・助成制度(荒川区)

近隣住民が緊急時に建物内に避難することができる建築物について、区は10施設を認定。

[認定建築物]
 平成23年度～

民間マンション8施設
 葬祭場1施設(メモリアルセレス千代田21)
 都営住宅1施設(都営西尾久八丁目第2アパート)

災害時の協定等の取組

荒川区災害時地域貢献建築物認定制度（平成23年度～）

○ 制度の概要

地震時の災害に備えるとともに、水害時に近隣住民の一時の避難先となる建築物を認定

○認定対象となる建築物の要件

- ・新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物
- ・5階建て以上かつ延床面積1,000平方メートル以上の建築物

○認定基準

- ・町会・自治会への加入
- ・地域と連携して活動する体制の構築
- ・緊急時に近隣住民が建物内に避難することについての所有者等の同意
- ・緊急時に円滑な避難ができるよう、建物の出入り口の円滑な解錠が可能であること
- ・認定プレートの掲示

○認定のメリット

防災資機材の購入経費を補助



○認定実績（平成27年9月現在）

10件（うち分譲マンション 8件）

【その他の災害時の協定等の取組】

自治体	取組
千代田区	○区地域防災計画に基づき、帰宅困難者対策として民間事業者との帰宅困難者受入協定の締結を進めている。
港区	○区開発事業に係る定住促進指導要綱に基づき、敷地面積が500㎡以上又は延べ面積が3,000㎡以上の建築物に係る開発事業者は、延べ面積の10%に相当する面積を、帰宅困難者一時滞在施設などの良質な住宅・生活に便利な施設帰宅困難者一時滞在施設として付置するよう努力義務化。帰宅困難者一時施設を設置した場合は区と協力協定を結ぶこととなっている。
江東区	○区地域防災計画に基づき、民間企業や集合住宅の管理組合等と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を締結

地域による共助の推進

- 意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定し、その活動を広く紹介することにより、都内の各地域のさらなる取組を促すとともに、新たな防災活動を誘発している。
（東京防災隣組の認定 143 団体（平成26 年4 月現在））
- 都、区市町村等関係機関と防災専門家により地域の防災上の課題解決を支援する「地域防災力向上モデル地区」を平成24 年度及び平成25 年度に選定し、その成果を発信するなどの取組を進めている。
（地域防災力向上モデル地区の選定 4 地区（平成24 年度）、4 地区（平成25 年度））

平成25年度地域防災力向上モデル地区の活動例(町屋地区(荒川区))

地域防災訓練における安否確認訓練の様子



安否確認シールの貼付



負傷者をリヤカーで避難所へ搬送



原中学校生の参加による安否確認の実施



避難者カードの集計

平成25年度地域防災力向上モデル地区
活動記録(概要版)より

東京の防災プラン

I. 策定の意義

2020年を目標に、地震や風水害の自然災害に対して、都民・地域、企業、行政があらかじめ備えるべき防災の取組をとりまとめ、都民にもわかりやすい内容で策定

策定に当たったの
基本的な考え方

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据え、予防、応急、復旧にかかる事前の取組をスピード感をもって推進すること
- ・自助・共助の担い手である都民・地域、企業の理解と協力を深め、具体的な行動につなげること

II. 東京が目指す都市像

都民・地域、企業、行政の取組を通じて、世界一安全・安心な都市にふさわしい **災害対応力が備わっている** 都市

- ・都民・地域、企業の災害への意識が高く、**都民一人ひとりが相互に助け合い、適切な行動をとることができる社会が形成**されている
- ・関係機関が連携した迅速な人命救助や、避難所等の円滑な運営など、**命を守る災害対応体制が構築**されている
- ・木造住宅密集地域の改善や建築物等の耐震化、道路ネットワーク確保、豪雨や津波対策など、**強靱な防災都市づくり等が着実に進展**している

上記の実現に向け、以下の4つのポイントを踏まえ、2020年までの取組を工程表として示す

III. プランの構成

区部・多摩地域や島しょ地域における地震と都内各地における風水害による災害を想定し、**目指すべき14の将来像とそれに向けた54の取組を工程表とともに記載（自助・共助の取組13、公助の取組41）**

4つの ポイント	①災害発生により起こりうる事態 をシナリオで時系列に描写	②シナリオから導き出される事 態と現在の到達点を記載	③将来像及び重点的に実施 すべき取組の方向性を明示	④自助・共助・公助それぞれが 備えるべき具体的取組を策定
構 成	自宅や繁華街などで被災した場合どのような事態が身の周りで起こりうるか、発災前後から一連の流れについて記載	一般的な事象として想定される事態と、それに対するこれまでの取組状況について記載	各々の事態に対して目指すべき2020年の将来像とその実現に向けて備えるべき取組の方向性を記載	将来像の実現に向け、都民・地域、企業、行政の各主体が備えるべき主な具体的取組を記載 ※公助の取組については、2017年度（平成29年度）までの3年間の主な取組を記載
	想定シナリオ		備えるべき取組の概要	
	区部・多摩地域における地震		10の将来像 40の取組（自助・共助9、公助31）	①建物の耐震化、更新等、②住民による救出活動の展開、③出火・延焼の抑制、④安全で迅速な避難の実現 ⑤各種情報の的確な発信、⑥帰宅困難者による混乱防止、⑦円滑な避難所の開設・運営、⑧発災後3日間の生活を可能にする飲料水や備蓄品の確保、⑨公助による救出救助活動の展開、⑩迅速な復旧による早期生活再建
	島しょ地域における地震		2の将来像 6の取組（自助・共助2、公助4）	①島しょ地域における迅速な避難の実現、②島しょ地域における備蓄・輸送体制の確保
	都内各地における風水害		2の将来像 8の取組（自助・共助2、公助6）	①円滑な避難の実現、②浸水・土砂災害対策の充実・強化

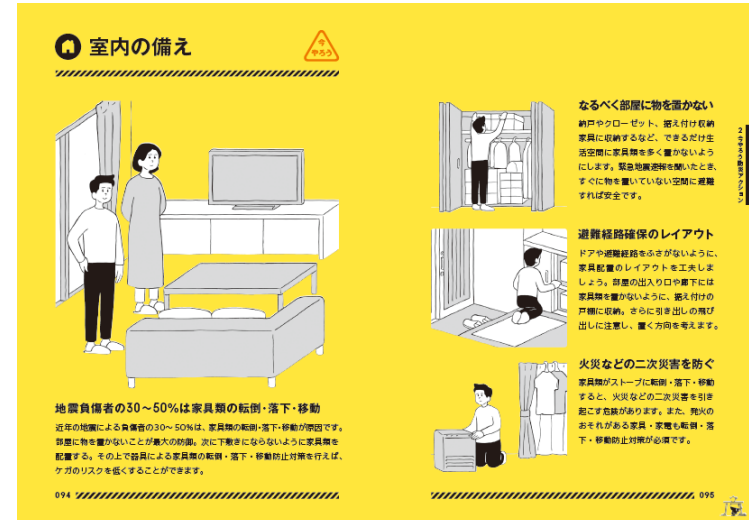
防災ブック「東京防災」

- 各家庭において、首都直下地震等の様々な災害に対する備えが万全となるよう、一家に一冊常備され、日常的に活用できる防災ブック「東京防災」を作成し、都内の各家庭宛てに、平成27年9月1日より配布を開始した。（11月16日より販売も開始）



「東京防災」の内容

- (1) 大震災シミュレーション(地震発生の瞬間から避難、復興までをシミュレート)
- (2) 今やろう 防災アクション(今すぐできる災害の備え)
- (3) そのほかの災害と対策(地震以外の東京に潜む様々な災害と対策の解説)
- (4) もしもマニュアル(災害発生時に役立つ知恵や工夫をイラスト付きで解説)
- (5) 知っておきたい災害知識(災害に関する知識のまとめ)
- (6) 漫画 TOKYO“X”DAY(かわぐちかいじ氏オリジナル漫画)

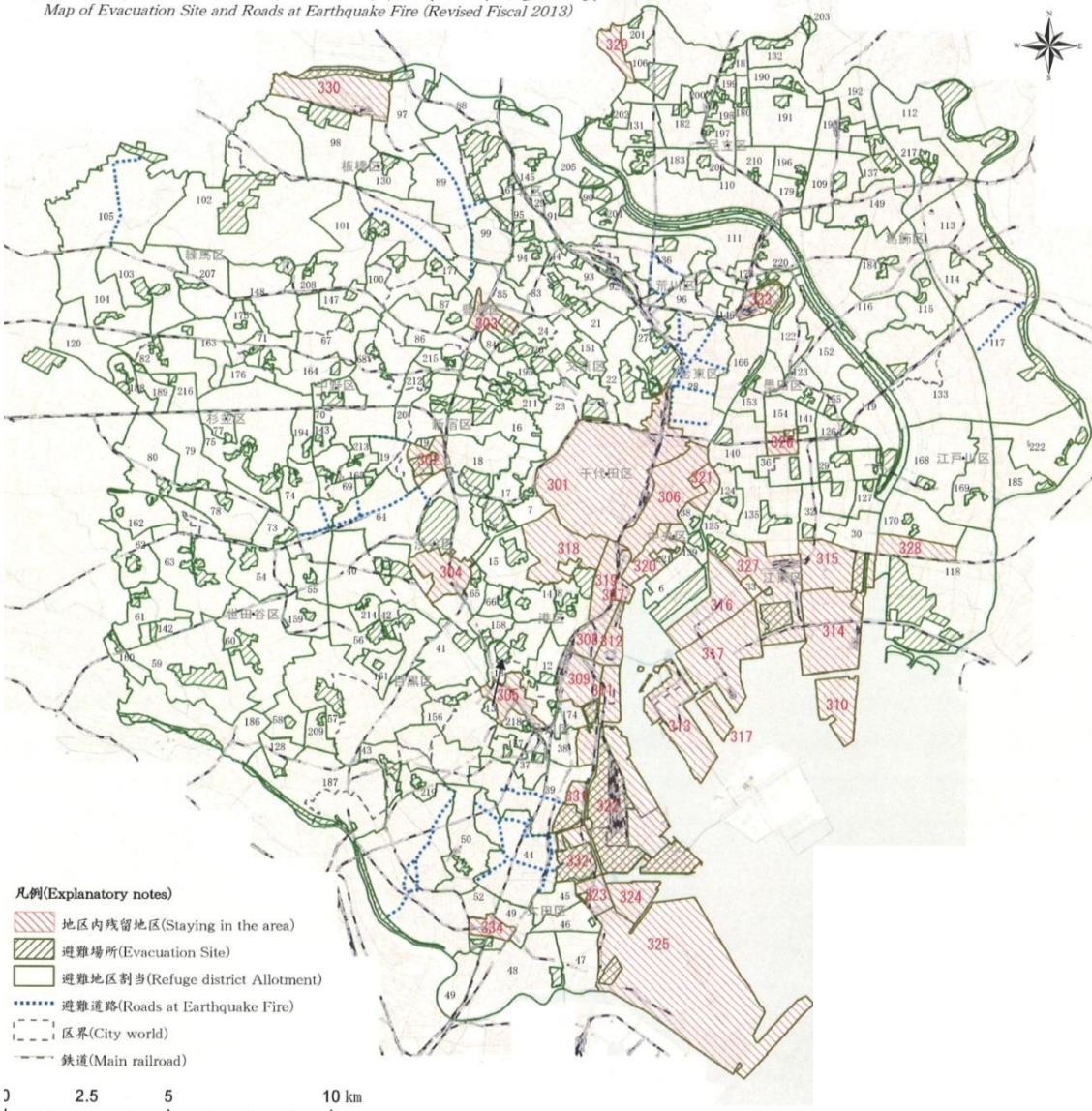


③災害時に住み続けられる住宅の普及

避難場所の整備の状況

避難場所及び避難道路図（平成25年度改定）

Map of Evacuation Site and Roads at Earthquake Fire (Revised Fiscal 2013)



※避難場所

- ・大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するため、必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを指定。

※避難所

- ・災害対策基本法に基づく東京都地域防災計画上、区市町村において設置する。地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所で、学校や公民館などの公共施設等を指定する。

※二次避難所（福祉避難所）

- ・震災時に自宅や避難所での生活が困難で、要介護高齢者や障害などにより介護・福祉サービス等の支援を必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設等や保健センターなどを指定。

ライフラインの復旧にかかる日数

- 被害想定によるライフライン被害及び東京都地域防災計画(震災編)に掲げる復旧目標※は、電力 7日、上水道 30 日、通信 14 日、下水道 30 日、ガス 60 日である。(※各ライフラインの機能を 95%以上回復させるための目標日数)
- 各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。
- 自宅で生活する場合にも、ライフラインに支障がある中での生活となる可能性がある。

「首都直下地震等による東京の被害想定」におけるライフラインの被害想定

区分		電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (被害率)
東京湾北部地震	M7.3	17.6 %	7.6 %	26.8～74.2 %	34.5 %	23.0 %
多摩直下地震		8.8 %	2.0 %	6.5～84.6 %	36.9 %	23.2 %
元禄型関東地震	M8.2	11.8 %	6.1 %	3.0～53.1 %	45.2 %	22.9 %
立川断層帯地震	M7.4	4.0 %	1.4 %	0.8～11.3 %	13.3 %	18.8 %

都内の家庭における備蓄状況

- 都民の備蓄は一定程度進んでいるが、一方で、備蓄に関する備えや取組が不十分と感じている人は多い。

備蓄の状況

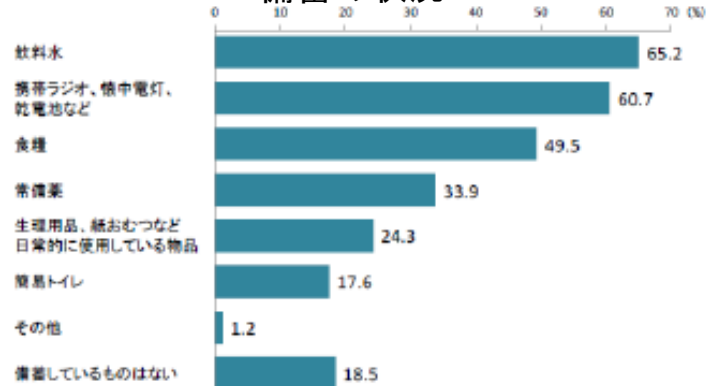


図3 自宅で備蓄しているもの（いくつでも）（平成26年度東京都調査）

備蓄の管理状況

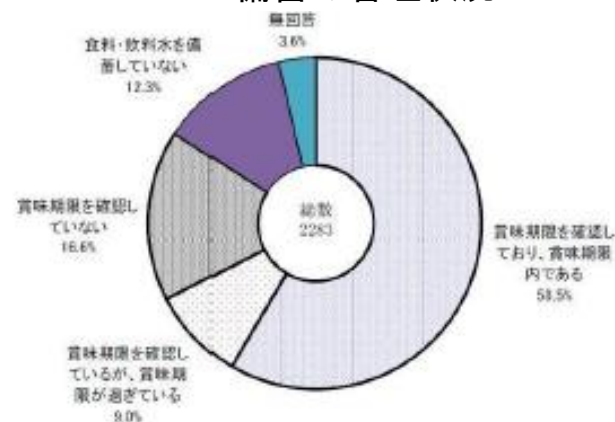


図4 自宅で備蓄している食料・飲料水の賞味期限の確認（平成25年度 警視庁「震災対策における都民等の意識調査」）

備蓄の意識（これまでの備えや取組で不十分な部分）

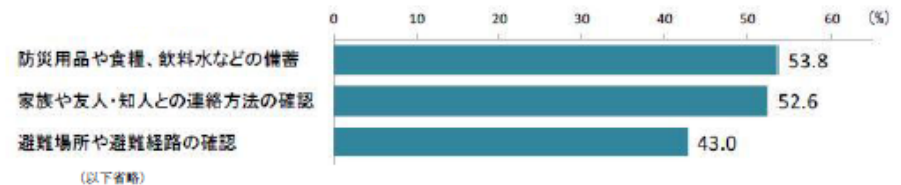


図1 これまでの備えや取組で不十分な部分（いくつでも）（平成26年度東京都調査）

備蓄の意識（地震への備えに関して知りたいこと）

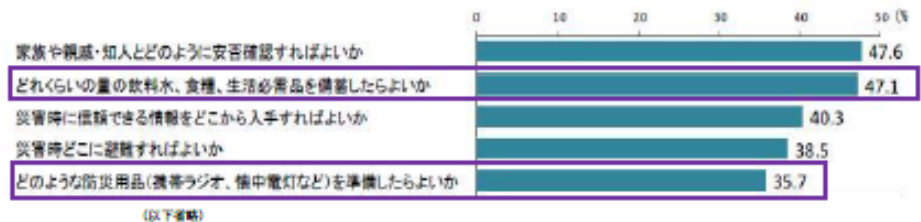


図2 地震への備えに関して知りたいこと（いくつでも）（平成26年度東京都調査）

（資料）「備蓄消費に係る検討会」報告書（平成27年2月）

東京都LCP住宅登録・閲覧制度

- 停電時でも水の供給やエレベーター運転に必要な最小限の電源を確保することで、都民が自宅での生活継続を可能とする集合住宅について、住宅所有者からの申請により東京都が登録・公開し、ホームページで公表している。

(登録基準)

○建築基準法に規定する耐震性を有すること。

○各住戸への水の供給及び**1基以上のエレベーターの運転を同時若しくは交互に行う発電能力**があり、災害時でも燃料が安定継続して供給され、住宅敷地外からの電力供給が途絶した場合でも、運転可能な**常用発電機が設置されていること**。

新築 マンションの事例 ①

○グランドメゾン船江 (船江市) ○ミッドプレイス八王子 (八王子市)

(太陽光発電を組み合わせたガスコージェネレーションシステム)

■設計者のコメント
 避難への配慮の観点から導入を検討していたソーラーシステムに、LCPの考え方を組み合わせることで防災性にも優れたマンションを計画しました。マンション内にソーラーシステムによる温水供給とガスコージェネレーション発電による温水供給をあわせて行うとともに、停電時には緊急電源を機能させる仕組みとしました。入居されたお客様に、ご満足を提供できたと思います。

■購入者のコメント
 ○良い住宅を選べたことをうれしく思います。
 ○LCP住宅が普及して、より安全な暮らしができる東京になってほしいです。
 ○地域で停電が起きたときに自分のマンションだけエレベーターが動いていることに驚き、驚きました。

○グランドメゾン船江 (船江市)

戸数	524戸
階数	14階建
構造	鉄筋コンクリート造
延べ床面積	53,400㎡
竣工年月	2013年7月
停電時に稼働させるエレベーター	5基
停電時に稼働させるポンプ	2基
発電能力	75KW
熱の利用法	各住戸へ温水供給

【問い合わせ】 船江ハウス(株) TEL. 03-4302-3416

○ミッドプレイス八王子 (八王子市)

戸数	214戸
階数	14階建
構造	鉄筋コンクリート造
延べ床面積	17,953㎡
竣工年月	2014年3月
停電時に稼働させるエレベーター	1基
停電時に稼働させるポンプ	2基
発電能力	25KW
熱の利用法	各住戸へ温水供給

【問い合わせ】 ミッドプレイス八王子管理組合 TEL. 042-622-0965

新築 マンションの事例 ②

○オアゼ芝浦 (港区)

■設計者のコメント
 東日本大震災を機に、災害時でも信頼性の高い中圧ガス管を利用したガスコージェネレーションを、非常時の安定したエネルギー供給の手段として有効であると評価し、エネルギー削減効果を目指すとともに、被災時の電源供給に活用することになりました。
 集合住宅とオフィスといった用途の異なる建物3棟での電圧一括発電により、両棟のメリットを活かすとともに、電気費や熱費を共有し、効率よくガスコージェネレーションを稼働しています。なお、非常時には3棟間で、自動制御による電力の融通を行うこととしています。

(オアゼ芝浦のLCPの構成)

○オアゼ芝浦 (港区)

戸数	150戸
階数	14階建
構造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)
延べ床面積	6,155㎡
竣工年月	2014年10月
停電時に稼働させるエレベーター	1基
停電時に稼働させるポンプ	2基
発電能力	100KW
熱の利用法	一部住戸での給湯予約

【問い合わせ】 (株)オアゼ芝浦 TEL. 03-5444-8429

(東京都LCP住宅パンフレット)

マンション管理ガイドライン

- 都が作成した「マンション管理ガイドライン」では、地震等の被災時への対応として管理組合が行うべき防災対策について言及し、マンションにおける危機管理体制の周知を図っている。（平成17年10月公表）

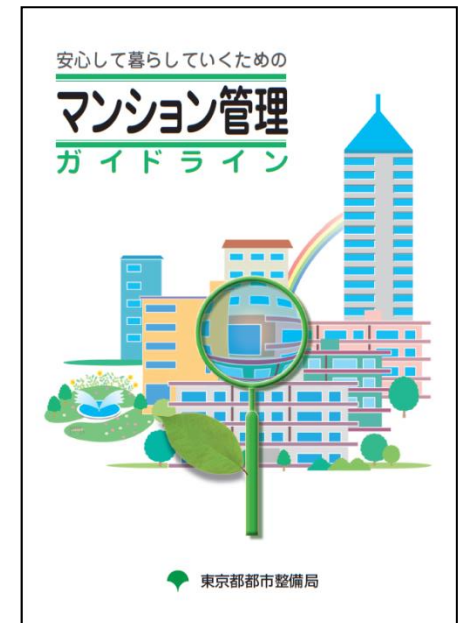
（住環境・防災）

第20 快適なマンション生活を維持していくためには、犯罪に対する安全性、高齢者や子供などにも暮らしやすい共用空間、潤いややすらぎをもたらす緑などの住環境の管理と、地震など自然災害等への対応が重要であることから、管理組合は、次の各号について取り組む。

4 地震等による被災時に必要となる設備機器等の維持管理・点検を継続的に行うこと。

（第20 の4について）

- 震災等の災害を受けた場合など、非常時の対応は、事前に準備しておくことが重要である。このため、必要な機材等について整備するとともに、区分所有者、居住者に周知徹底しておく必要がある。
- 管理組合として備えておく便利なものとして、トラロープ、ガムテープ、脚立・はしご、台車、懐中電灯、発電機、ハンディマイク、トランシーバー、ラジオ、医薬品、テント、浄水器、スコップ、バール、ジャッキ、ノコギリ、ハンマー、ナイフ・ハサミ、ビニールシート、ポリタンク、ヘルメット、腕章、笛、仮設トイレ、軍手・ゴム手袋、バケツなどがある。（出典：「地震からマンションを守る」 現(一社)マンション管理業協会）
- 危機管理体制にかかる規定は、管理規約において基本的な事項を、具体的な取組(対応のマニュアルなど)は細則で定めておくことが望ましい。



区市町村による普及啓発等支援

調査項目	実施 区市数	主な施策内容
(1)防災マニュアル作成の手引き等の提供	16区 4市	策定の手引き作成・配布、ひな形の提供、ハンドブック・ガイドブック等冊子の配布、啓発DVD配布・貸出
(2)マンション防災に関する相談・助言	21区 11市	防災アドバイザー派遣、講演会・出前講座実施、専門家による無料相談、職員による相談受付・助言
(3)自主防災組織の結成に関する支援	17区 16市	防災資器材・被服の供与・支給、運営・活動に対する助成
(4)防災訓練の実施に関する支援	20区 14市	防災訓練経費助成、訓練用食料の提供、起震車・煙ハウス派遣、訓練に要する資器材の貸与、階段用避難車体験、職員による助言
(5)備蓄倉庫設置に関する支援、指導、義務	18区 12市	防災資材倉庫の貸与、一定規模以上の住宅に備蓄倉庫設置を義務付け・指導、倉庫設置費用助成
(6)備蓄物資及び防災資機材に関する支援	16区 14市	備蓄物資購入費助成、防災資器材の支給・助成、防災用品の斡旋
(7)エレベーターの閉じ込め防止対策等に関する支援	6区 1市	非常用備蓄キャビネットの配布、防災対策改修工事費の一部助成
(8)その他設備（水道、ガス等）の耐震化に関する支援	2区 0市	市街地開発事業指導要綱に基づき、受水槽及び高架水槽が地震等で容易に破損しない構造とするよう開発事業者に要請
(9)自家発電設備の導入等に関する支援	3区 3市	自家発電機の設置費用助成、太陽光発電システム等導入費用助成
(10)家具類の転倒防止対策に関する支援	20区 12市	家具転倒防止器具の設置費用助成・斡旋・取付け
(11)窓ガラス・外壁タイル等の飛散・落下防止に関する支援	16区 2市	窓ガラス飛散防止フィルムの斡旋、窓ガラス飛散防止工事・外壁等補修工事・ブロック塀倒壊防止工事費用助成
(12)災害時におけるマンション活用の協定	11区 1市	防災施設として帰宅困難者一時滞在施設を設置する場合、区と災害時の協力協定を締結、水害時一時避難施設としての開放に関する協定を締結、備蓄倉庫の無償使用に関する協定を締結

マンション防災に係る民間からの提言

MLCP（マンション生活継続計画）検討会提言 （一般社団法人マンションライフ継続支援協会（平成25年3月））

○MLCP（Mansion Life Continuity Plan）とは

- ・大規模災害発生後、マンション住民が自助と共助で生活を継続するための行動計画
- ・大地震等が発生しても、公的支援の手が及ばないことを想定して、できるだけ共同生活を維持継続することを目標とし、居住者や管理組合が自立して対応できるようにするためのもの



普及

マンションの防災力の強化



行政がより被害の大きい地域の救援等に力を集中でき、復旧、復興が迅速に進む

○提言の内容

- ・マンションの居住者と管理組合等は、災害発生時に自力で状況を判断し、行動できる力を養い、できるだけ共同生活を維持継続することを目標に、MLCP（マンション生活継続計画）を策定し、災害対策に取り組む。
- ・管理会社、行政、専門家等は、各マンションの居住者と管理組合等によるMLCPの作成・実施等を支援する体制を整え、実行する。



- ・民・学・公・産の有志が集まり、結成された一般社団法人
- ・MLCP（マンション生活継続計画）普及の中間支援組織として、マンションの安心・安全に取り組む関係者の相互支援を促し、活動を支援

【主な活動】

MLCP作成支援、マンション防災に関する人材育成、防災技術の開発、普及啓発活動（防災フォーラム、行政とタイアップした研修会など）

防災マンション認定制度等（中央区の例）

中央区の主な取組

1 「防災対策優良マンション認定制度」

防災区民組織が結成されていないマンションの中で、

- ①防災組織の設置
- ②防災マニュアルの作成
- ③防災訓練の実施
- ④地域との連携等



防災対策に積極的に取り組んでいるマンションを優良マンションと認定。認定されたマンションは、防災訓練の経費助成や防災資器材の供与等の支援が受けることができる。平成26年度に創設。

2 「防災対策推進マンションへの登録」

登録したマンションに対し、区や地域の防災情報の提供や、マンション防災講習会の実施案内、防災マニュアル作成や防災に関する講演のために防災アドバイザーを派遣。区では登録を呼びかけている。

3 「震災時活動マニュアル策定の手引き」

震災時にマンション内で生活を継続し、居住者が主体となって落ち着いて安否確認やけが人の搬送、災害対策本部の立ち上げ等ができるよう、必要な活動を示した標準的なマニュアル。この手引きを基に、マンションに対し防災マニュアルの作成を呼びかけている。

4 中央区市街地開発事業指導要綱による建物の防災機能の強化

中央区市街地開発事業指導要綱に該当する住宅を供給する場合には、受水槽などへの感震器連動型止水弁の設置、地震時対応型エレベーターの設置、防火水槽を設置するよう指導。建物階数が10階以上で住戸数25戸以上の住宅には、5層以内ごとに防災備蓄倉庫の設置を指導。

5 普及啓発等

- ・ 啓発パンフレットの配布。
- ・ DVD『備えて安心！マンション防災～震災時にも住み続けられる高層住宅～』の無料貸出。
- ・ 区民、警察、消防、事業者が連携し、万が一の災害に備え、毎年総合防災訓練を実施。

防災マンション認定制度（墨田区の例）

すみだ良質な集合住宅認定制度・防災型（平成25年度～）

○制度の概要

防災や災害に配慮した機能を有する集合住宅で、災害発生から3日間、避難所に行かず生活ができる住宅を認定。

○認定基準

①必須項目

- ・耐震性
- ・設備配管にフレキシブルジョイントを採用
- ・地震時管制運転装置が設置されたエレベータ
- ・備蓄倉庫の整備
- ・生活用水の確保
- ・住戸内の安全対策

②選択項目

- ・建物の構造・設備面（仮設トイレの用意等）
- ・管理運営面（自治会の防災訓練への参加、区との防災協定の締結等）

○認定のメリット

- ・認定基準以上の要件を満たす場合には整備費補助
- ・居住者間自主活動経費補助
- ・マンション管理アドバイザー派遣費用補助

○認定実績（平成27年8月現在）

4件



認定プレート



平成27年3月18日認定
ザ・パークハウス両国レジデンス

防災マンション認定制度（他の自治体の例）

大阪府防災力強化マンション認定制度 （平成24年度～）

○制度の概要

建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備など、防災力が強化されたマンションを府が認定（大阪市内のマンションは市が認定）

○認定基準

①建物の構造

- ・住宅性能表示制度による評価が一定レベル以上の耐震性、耐火性

②建物内部の安全性

- ・家具転倒防止マニュアルの作成・配付
- ・地震時管制運転装置が設置されたエレベーター
- ・救出救助資材を備えた防災倉庫を設置

③災害に対する備え

- ・飲料水の確保（必須） 等

④津波避難対策

- ・津波避難ビルの指定

⑤防災アクションプランの策定

○認定のメリット

住宅ローンの金利優遇 等

○認定実績（平成27年3月現在）

大阪府 5件、大阪市44件

仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度 （平成25年度～）

○制度の概要

建物の防災性能と防災活動の両面から防災力を評価し、最大6つの星の数で認定

○認定基準

①建物の防災性能

- ・一般的な耐震性能を有すること
- ・窓ガラスの落下防止対策実施、防災備蓄倉庫の設置、避難場所の確保、耐震ドア装置、エレベーター地震時管制運転装置設置のうち、2項目以上が認定基準に適合すること
（2項目で★、3～4項目で★★、5項目で★★★）

②防災活動

- ・自主防災組織の結成 ★
- ・防災マニュアルの作成
- ・防災訓練、家具固定、地域の防災訓練への参加、地域の避難所運営との連携、非常用電源の確保、簡易トイレの確保、救急資機材等の整備、飲料水・食料の確保のうち、4項目以上実施していること
（4～7項目で★★、8項目で★★★）

○認定実績（平成27年10月現在）

17件

都民の備蓄推進プロジェクト

- 都では、自然災害に対して、各家庭における食料品や生活必需品の備えの重要性を知っていただき、具体的な備えにつなげていくため、専門家の意見も踏まえた「都民の備蓄推進プロジェクト」を展開

「都民の備蓄推進プロジェクト」

11月19日は備蓄の日

～1年に1度はびち(1)く(9)の確認～



「日常備蓄」を進めましょう

～災害発生後の自宅での生活継続のために～



「東京都」防災キャラクター
防サイくん

東京都

首都直下地震等の大規模災害に備え、食べ物や日用品を少し多めに備える「日常備蓄」を実践しましょう

日常備蓄って何だろう



「日常備蓄」は、特別な準備を必要とするものではありません。日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、発災時にも自宅でも生活することが可能になるのです。

日常備蓄のイメージ

食べ物や日用品を少し多めに購入、日常の中で消費



自宅生活する上で必要な食料品や生活必需品を、日頃から備えておくことが大切です！

災害時に特に必要なもの

- ・カセットコンロ
- ・懐中電灯
- ・簡易トイレ
- ・充電式ラジオ等



災害に備えて備蓄しよう



どんなものが
必要な？

主な備蓄品目

(夫婦と乳幼児、高齢女性1人の4人家族の例)

	日常使い(常にキープしておく分)	災害時の備え
被災地の 避難から	☐ 水(飲料用・調理用等) (2リットル×12本) ☐ カセットコンロ1個、カセットガスボンベ2セット(5本) ☐ 常備薬(市販薬) 2～3種類 各1箱	☐ 簡易トイレ(避難所使用) 300個分 ☐ 懐中電灯 2個 ☐ 乾電池 必要分 ☐ 充電式ラジオ等 1個
食料	☐ 主食・常備米5キロ、レトルトご飯6個・ 乾麺1パック、即席めん3個 ☐ 主菜・任那(さばのみそ煮、野菜等) 各8缶 ☐ レトルト食品 9パック ☐ 缶詰(肉類等) 1缶 ☐ 野菜ジュース 9本 ☐ 飲料(500ml) 6本 ☐ チーズ、かまぼこ等 各1パック ☐ 菓子類 3個 ☐ 栄養補助食品 3箱・健康飲料粉末 1袋 ☐ 調味料 各1式	☐ カセットガスボンベのため、早く使われるものも備えたい。 ☐ 発熱しなくても食べられる。 ☐ 栄養不足によるミネラルやビタミンの不足を補う。 ☐ 発熱しなくても食べられる。
生活 用品	☐ 大型ビニール袋・ゴミ袋 各1パック(30枚) ☐ ビニール袋 1袋・食器箱 1箱 ☐ ラップ 1本 ☐ ティッシュペーパー 1パック(500枚) ☐ トイレットペーパー 1パック(12ロール) ☐ ウェットティッシュ 1パック(100枚) ☐ 使い捨てコンタクトレンズ 1箱(1か月分) ☐ 使い捨てカイロ 1袋(10枚) ☐ 点火棒 1個	☐ 水の確保のため、トイレの袋等として活用できる。 ☐ 携帯電話の充電バッテリー(充電器別) ☐ ラヂオ 手袋 1箱(100枚) ☐ 手拭きタオル2枚。 ☐ 2人1泊分の代用。食料に準じてラップで包み、食べ残しを再利用可能。
女性	☐ 生理用品 2パック(300×2)	
乳幼児	☐ 粉ミルク2箱(スティックタイプ10本×2、アレルギー対応) ☐ 母乳 1週間分以上(アレルギー対応) ☐ おしりふき 1パック ☐ おむつ 1パック(70枚)	
高齢者	☐ おむつ等からがけ用品・高齢者用食品 1週間分以上 ☐ 常備薬(処方薬) 1シート ☐ 携帯用電池 6個 ☐ 入浴洗浄剤 1箱(30錠)	

このリストも参考にしながら、自分の家庭にあったものを備えましょう！

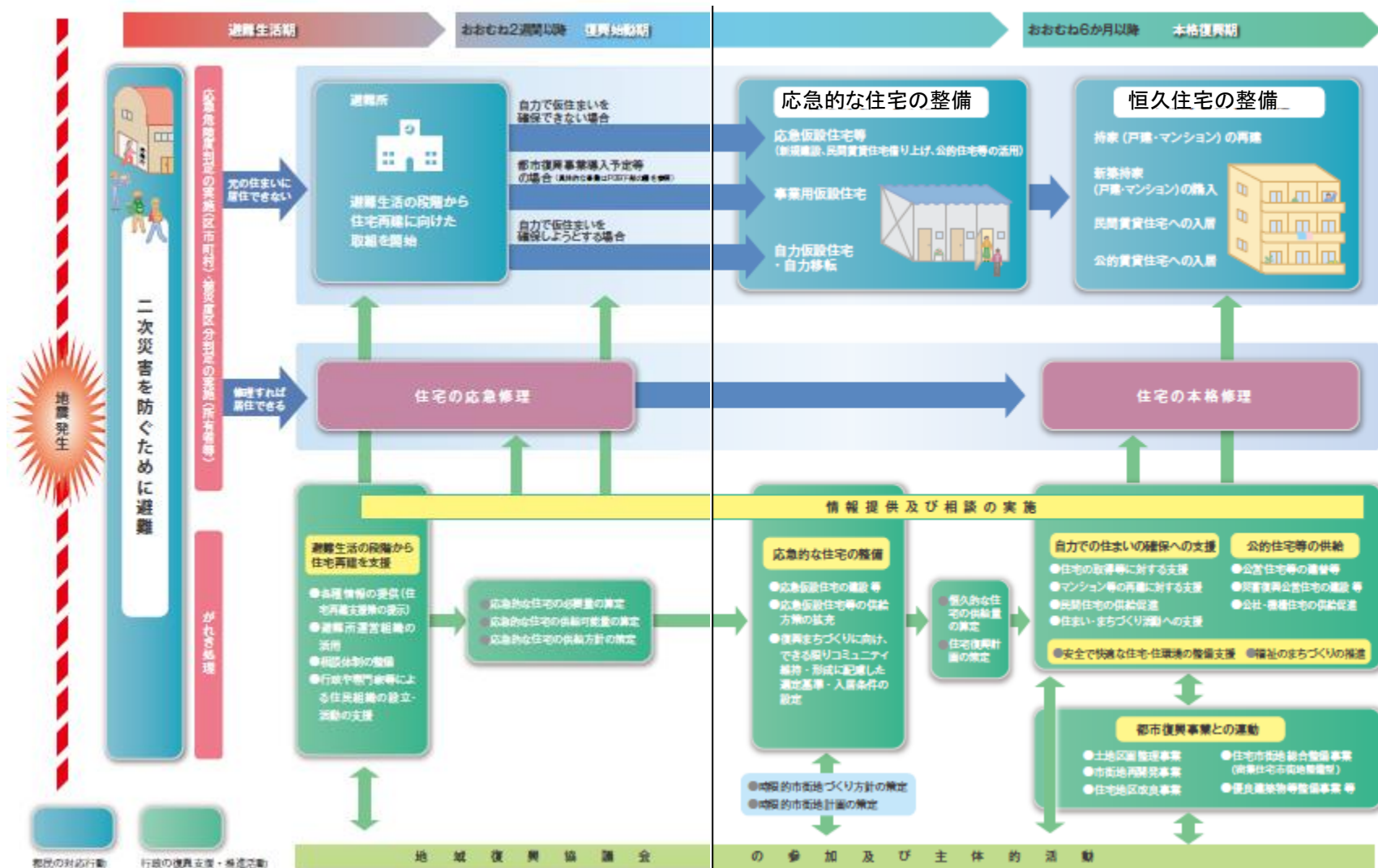
備蓄等に関する区取組

自治体	取組
千代田区	区総合設計許可要綱に基づき総合設計許可を受けようとする事業者に対し、防災備蓄倉庫の設置を指導
中央区	区まちづくり基本条例及び区市街地開発事業指導要綱に基づき、事業区域の面積が100㎡以上の開発を行い、かつ、建物階数が10階以上で住戸数が25戸以上の住宅の供給を行う場合は、避難の用に供する広場、防災備蓄倉庫の設置を指導
港区	・区高層住宅の震災対策の促進に関する要綱に基づき、地階を除く階数が6以上で100戸以上の住戸を有する高層住宅に対し、各世帯での備蓄が難しい場合共同の備蓄を進めることを指導 ・区高層住宅等の震災対策の促進を目的とする事前協議実施要領に基づき、延べ面積3,000㎡以上の高層住宅等の建設を行う事業者に対し、防災備蓄倉庫の設置を指導
墨田区	・区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例に基づき、住戸数15以上、もしくは地階を除く階数が3以上かつ住戸数が10以上の共同住宅に対し、防災備蓄倉庫の設置を義務付け ・「すみだ良質な集合住宅認定制度・防災型」 防災や災害に配慮した機能を有する集合住宅で、災害発生から3日間、避難所に行かず生活ができる住宅を認定 認定住宅には、居住者間自主活動経費補助やアドバイザー派遣費用補助を実施
江東区	区マンション等の建設に関する条例に基づき災害対策用施設として、区内に建設するマンションに対し、災害用格納庫の設置を指導
豊島区	区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例に基づき、延べ面積が3,000㎡以上、かつ、地階を除く階数が6以上の中高層集合住宅の建築主に対し、地域貢献災害対策施設の設置について、町会又は自治会と協議を行うこと、及び、防災備蓄倉庫等の設置を義務付け
荒川区	・区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づき、住戸の数が30戸以上のマンションを建設する建築主に対し、防火水槽の設置等に関し所轄消防と協議をしその結果を区長へ報告することを義務付け、防災用資材置場・備蓄倉庫の設置を努力義務化 ・「災害時地域貢献建築物の認定・助成制度」 緊急時に近隣住民が建物内に避難することについて、所有者等の相当数が同意していること等を要件に、新耐震基準の一定規模以上の建築物を認定。災害時地域貢献建築物に認定された場合には、地域住民及び災害時における避難者の防災対策のために必要な防災資機材の購入経費の一部を助成。
板橋区	区大規模建築物等指導要綱に基づき、住戸数が300戸以上の共同住宅を計画する場合は、防災備蓄倉庫の設置を指導
葛飾区	区中高層集合住宅等建設指導要綱に基づき、防災資機材倉庫の設置を指導
江戸川区	区住宅等整備事業における基準等に関する条例に基づき、50戸以上の共同住宅を計画する場合は、防災貯水槽、防災備蓄倉庫及び災害用仮設トイレが設置可能なマンホールを設置を指導

④ 被災後の都民の居住確保

被災後の都民の居住確保のための体制整備

○被災後直ちに被害状況を把握し、応急的な住宅の整備を進めるとともに、本格復興に向けた取組を進める。



(出典)「東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編 修正素案(平成27年11月)」/東京都総務局

災害時の都民の居住の確保のための住宅部門の主な業務

◇被災後、直ちに被害状況を把握し、速やかに応急的な住宅の整備（応急仮設住宅等の供給、応急修理等の実施）を行う。

◇本格復興にあたっては、被災者の自力再建を基本としつつ、まちづくりと連動しながら、住まいの確保に係る情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、震災の被害状況、被災者ニーズ、社会経済状況等に応じて、住宅再建に対する支援メニューを検討・実施する。

「住宅の復興」 都内で震災が発生した際には、都民生活の基盤である住宅の確保に迅速に取り組む。

「住宅の復興」＝ 応急的な住宅の整備 ＋ 恒久住宅の整備

応急的な住宅の整備

応急仮設住宅等の供給

震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急仮設住宅等を供給する。

- ・新規に建設する仮設住宅
- ・民間賃貸住宅の借上げ
- ・公的住宅等の空き住戸の活用

応急修理等の実施

被災した民間住宅の応急修理や、公的住宅等の補修・補強を速やかに行う。

- ・民間住宅の応急修理の実施
住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、日常生活に必要最小限度の部分の修理を行う。
- ・公的住宅等の補修・補強
補修・補強が必要とされる公的住宅等について、設置・管理者が迅速・的確に補修・補強工事を実施する。

恒久住宅の整備

自力での住まいの確保への支援

自力での住まいの確保に係る情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、住宅再建に対する支援メニューを検討・実施する。

- ・自力再建や民間住宅供給への支援
- ・民間住宅への入居支援等

公的住宅の整備

災害復興公営住宅等の新築、公営住宅等の建替えなどによる自力での住まいの確保が困難な被災者への住宅を供給

- ・災害公営住宅等の整備
- ・公営住宅等の建替え

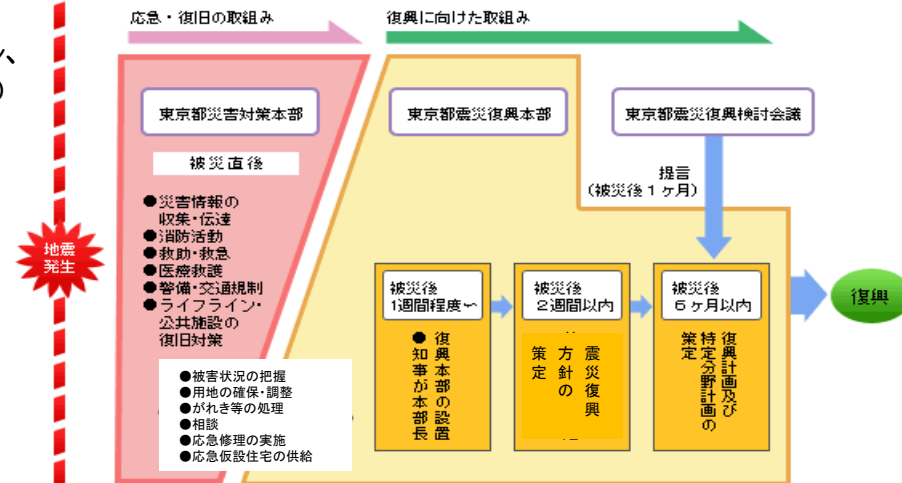
東京都震災復興マニュアルの修正について

東京都震災復興マニュアルは、都内で大規模な震災被害が発生した場合、都民生活の安定を速やかに図るため、都市、住宅、くらし、産業の復興等に関する応急・復旧期から復興期における都の取組みの行動指針として策定されたものである。

- 震災による被害が相当範囲に及び、かつ、復興に相当の期間を要する場合には、復興活動を組織的・計画的に行うため、統括組織として、東京都震災復興本部を設置する。

※ 東京都震災復興本部 本部長：知事、事務局：総務局

- 震災復興本部は、震災復興方針等を策定し、復興の到達目標等を都民に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進する。
- 今般、災害対策基本法等の法令改正や東日本大震災、大島土石災害等の復興業務等を踏まえ、震災復興マニュアルを修正する。
(平成27年度末を目途)



東京都震災復興マニュアル修正の検討体制

東京都震災復興検討委員会 委員長：副知事 構成員：各局局長、危機管理監ほか

幹事会 幹事長：危機管理監 構成員：各局部課長ほか

作業部会 構成員：関係局、区及び市の代表 () : 事務局

- 1 総括部会 (総務局)
- 2 都市復興部会 (都市整備局市街地整備部)
- 3 住宅復興部会 (都市整備局住宅政策推進部)
- 4 福祉保健復興部会 (福祉保健局)
- 5 産業復興部会 (産業労働局)

特別部会

復興プロセス検討特別部会 (総務局)
構成員：関係局課長ほか

東京都震災復興検討会議 (検討委員会委員長の私的諮問機関)

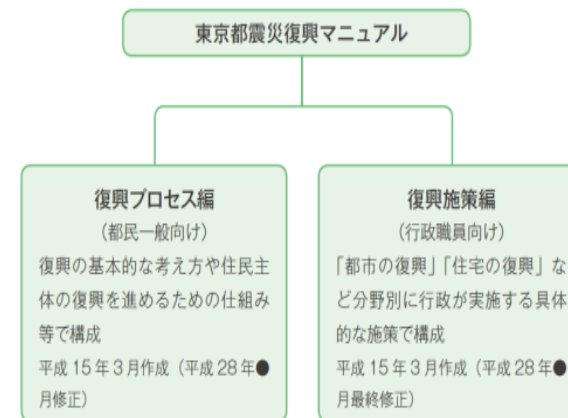
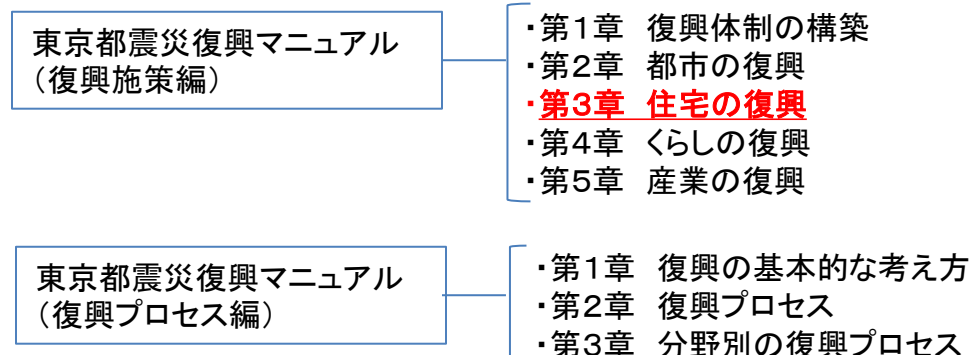
< 構成員 > 震災復興に関し知見を有する者

< 委員人数 > 現在は13名 (座長：中林 一樹 明治大学大学院特任教授) ※ 会議開催時には幹事会メンバーも出席

東京都震災復興マニュアルの修正について

◇東日本大震災での対応や、近年の法律改正・運用変更等を踏まえ、平成27年度内に震災時の取組の行動指針である「東京都震災復興マニュアル」を修正する。

◎東京都震災復興マニュアルの主な構成



※東京都資料より

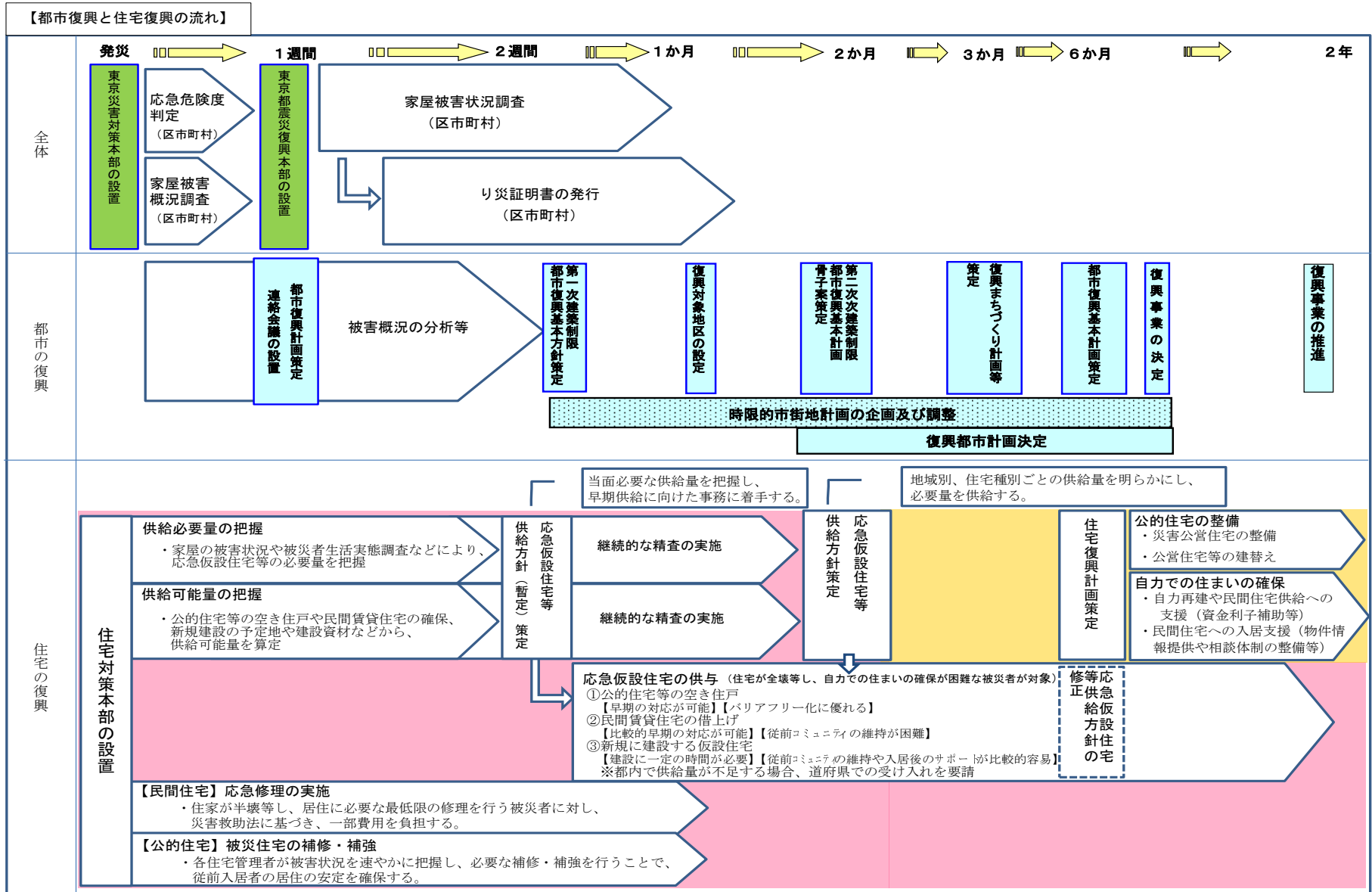
第3章（住宅の復興）における主な修正点

- ▶ 応急仮設住宅等の供給手法の多様化への対応
 - ・新規建設、民間賃貸住宅の借上げ、公的住宅等の活用等の種別毎により、業務分担と事務の手順等を明確化
- ▶ 大規模災害時の広域連携等を明確化
 - ・都内の応急仮設住宅等の供給可能量が必要量を下回る場合、広域連携により、都外において住宅を確保する手順を規定
 - ・速やかな応急仮設住宅の供給開始のため、「応急仮設住宅等供給方針（暫定）」の策定を追加
- ▶ 高齢化を踏まえた要配慮者への対応を充実
 - ・被災者のニーズ等を踏まえ、東日本大震災等で供給された福祉仮設住宅の設置等を追加
 - ・応急仮設住宅の供給手法多様化を踏まえ、入居者選定基準に高齢者、障害者、子育て世帯等への配慮規定を追加
 - ・居住支援協議会の活用による、復興期における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進に関する記載を追加
- ▶ 業務の全体像の明解化と時系列への再編
 - ・住宅復興に向けた住宅部門の業務の流れや体制等を示す節（「第1節」）を新設
 - ・「第3節 応急的な住宅の整備」を「第4節 住宅復興計画の策定」の前に記載

東京都震災復興マニュアルの修正について

都市復興と住宅復興の流れ

④被災後の都民の居住確保



(出典)「東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編 修正素案(平成27年11月)」/東京都総務局

住宅復興に関する都の施策（応急危険度判定の実施）

◇被災直後において、二次災害防止のため、区市町村が主体となり被災した住宅の応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定とは

- ・区市町村が主体となって、**被災建築物**について余震等による倒壊や転倒などの**危険性を迅速に調査・判定**し、調査結果を建物等に掲示し、**二次災害を防止**する。
- ・全国被災建築物応急危険度判定協議会が作成する応急危険度判定業務マニュアルに基づき実施する。（法令や条例に基づき実施されるものではなく、立入りを強制するような強制力はない。）
- ・東京都は、応急危険度判定支援本部を設置し、区市町村の応急危険度判定を支援する。

応急危険度判定士

建築士（一級、二級、木造）の資格を有するもので、都道府県知事が行う講習会を受講し、登録する。
【登録者数（東京都）：12,615人（H27.10末現在）】

応急危険度判定コーディネーター

判定実施本部等で、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体に属する者で都道府県知事が行う講習会を受講し、登録する。
具体的な業務は、判定士の受付、判定士のチーム編成、判定資機材の配布、各種支援・連絡調整する。
【登録者数（東京都）：1,158人（H27.10末現在）】

東京都における平常時の取組

- ・判定員登録のための講習会の開催（年2回）
調査方法や判定基準等について講義
- ・判定コーディネータ養成講習会の開催（年1回）
コーディネータの役割等について講義、演習
- ・連絡体制の整備（年2回程度）
各防災訓練（都市整備局防災訓練等）の際に、区市町村・関係団体・判定員への連絡訓練を実施
- ・判定員への情報提供（年1回）
「判定員便り」を郵送し、都や区市町村の取組状況など最新情報を提供
- ・区市町村との連絡調整会議の開催（年1回）
区市町村の体制強化のため開催（H27～）
- ・近隣9県等との連携（年数回（不定期））
全国被災建築物応急危険度判定協議会等を通じて情報共有

◎応急危険度判定実施体制



※全国被災建築物応急危険度判定協議会「被災建築物応急危険度判定必携(2010年12月)」より



住宅復興に関する都の施策（被災宅地危険度判定の実施）

◇被災直後において、二次災害防止のため、区市町村が主体となり被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定とは

区市町村が主体となって、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することにより、**二次災害を軽減・防止**し、住民の安全を図ることを目的とする。

【被災宅地危険度判定の概要】

- ・宅地判定士は、被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。
- ・判定の結果については、3種類（危険宅地、要注意宅地、調査済宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。
- ・被災宅地危険度判定連絡協議会が作成する「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」等に基づき実施する。（法令や条例に基づき実施されるものではなく、立入りを強制するような強制力はない。）

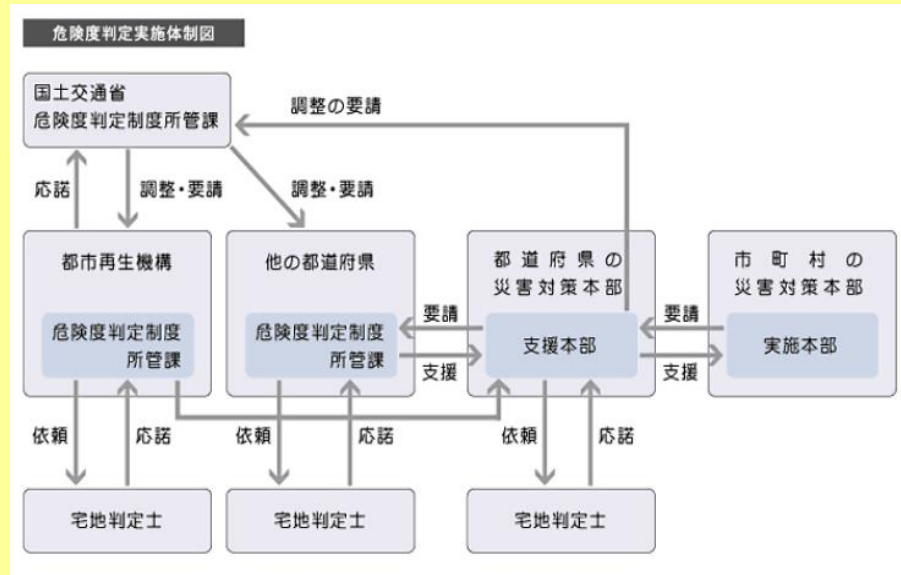
被災宅地危険度判定士

被災した宅地の危険度を判定する技術者で、都道府県等が実施する宅地判定士養成講習会を受講し、登録する。

【登録者数（東京都）：1,869人（H27.4現在）】

東京都における平常時の取組

- ・判定士登録のための講習会の開催（年1回）
講師がテキスト等を用いて調査・判定票の作成について説明
- ・東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会ブロック幹事会の開催・情報連絡訓練の実施（各年1回）
- ・「判定士たより」の発行（不定期・判定士全員）



※被災宅地危険度判定連絡協議会HPより



「危険」
この宅地に立ち入ることは危険です。



「要注意」
この宅地に入る場合は十分注意してください。



「調査済」
この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

※東京都都市整備局HPより

住宅復興に関する都の施策（被害状況の把握①）

◇住宅の被害概況の分析により、震災直後における応急仮設住宅等の必要量を概算するとともに、区市町村が実施する家屋・被害状況調査等により、引き続き住宅の被害状況を精査し、応急仮設住宅等の全体必要量を算出する。

家屋被害概況調査

- ・区市町村が被害の概況を把握し、家屋被害台帳を作成する。
東京都は、家屋被害台帳を集約し、都全域の被害分布図を作成
- ・第1次建築制限（建築基準法第84条）の区域指定に当たり、補足資料として公

家屋被害状況調査（家屋・住家被害状況調査）

- ・家屋・住家被害状況調査とは、災害対策基本法第53条により区市町村が都道府県に報告する被害程度のうち住家及び非住家の被害に関する事項を把握するための調査。
- ・区市町村が、被災地区内の全建物を調査し、被害状況を把握する。
- ※住家に関する調査については、災害対策基本法第90条の2に基づき、り災証明書発行のために区市町村が実施する「住家被害認定調査」と兼ねることが可能である。
- ・区市町村が家屋被害台帳を作成し、東京都が都全域の被害状況図及び家屋被害台帳を作成・公表する。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(H25.6内閣府改定)

被害認定（住家被害認定調査）の具体的な調査方法及び判定方法について示した指針

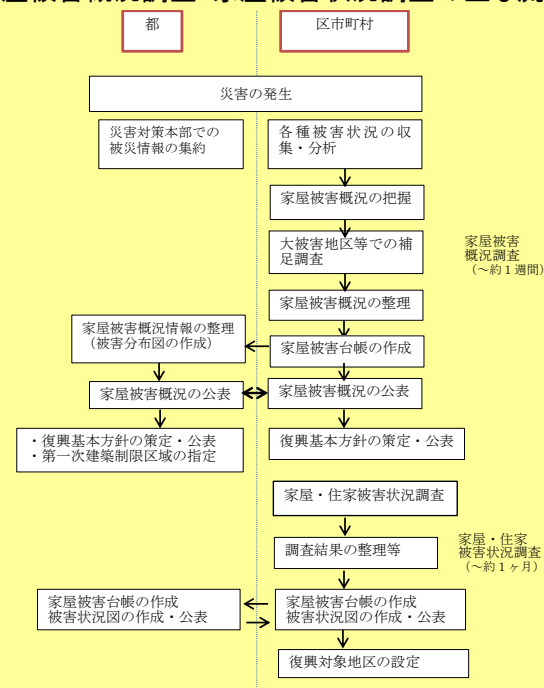
※被害認定

地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない）」を認定することをいい、市町村が実施する。この認定結果に基づき、被災者に「り災証明書」が発行される。

【参考】災害対策基本法第90条の2（抜粋）

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面を交付しなければならない。

◎家屋被害概況調査・家屋被害状況調査の主な流れ



り災証明書の発行

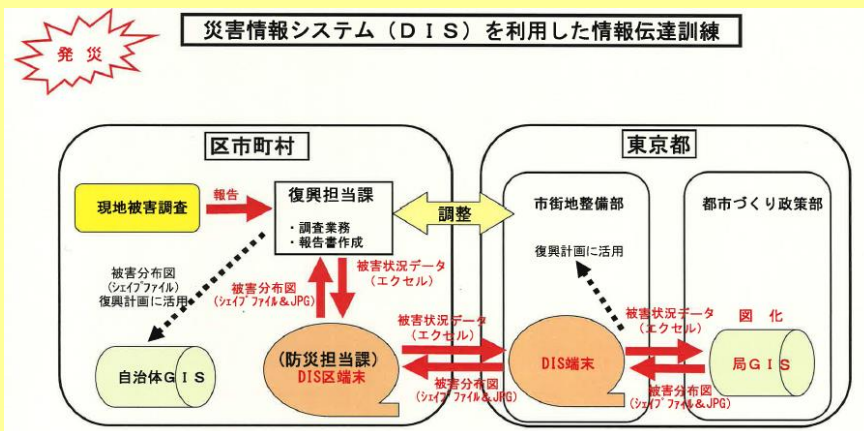
- ・災害対策基本法第90条の2に基づき、区市町村が住家被害認定調査を行い、確認した被害程度について発行する証明書で、区市町村長に発行が義務付けられている。
- ・義援金や税減免等の各種被災者支援の適用を受けるには、このり災証明書の交付を受けていることが必要である。

住宅復興に関する都の施策（被害状況の把握②）

東京都における平常時の主な取組

・区市町村との情報連絡訓練の実施（年1回）

家屋被害概況調査の結果を迅速に把握するため、東京都災害情報システム（DIS）回線による都・区市町村間での情報連絡訓練を実施している。



・都市復興模擬訓練の実施（復興まちづくり基礎コース）（年7回程度）

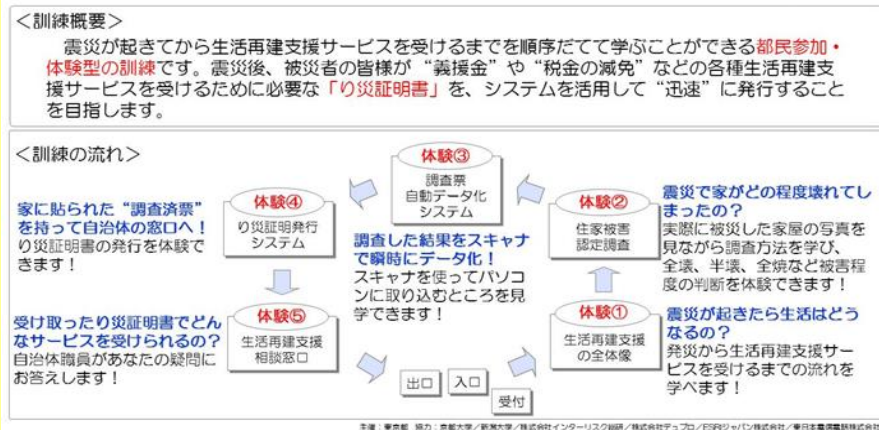
震災復興マニュアルに示す都市復興の手順の習熟を図るため、区市町村職員を対象とした模擬訓練を実施している。

・総合防災訓練におけるり災証明発行訓練の実施（年1回）

東京都主催の総合防災訓練において、被災者生活再建支援システム※を用いた区市町村職員によるり災証明発行訓練を行っている（平成24年度～）。

※被災者生活再建支援システム：住家被害認定調査やり災証明書発行、被災者台帳管理システムに至る業務を行うことができるシステム（平成26年度末までに12区市町村が導入）

（参考）平成27年9月1日実施の東京都・立川市合同総合防災訓練の概要



※東京都資料より

・被災者生活再建支援業務マネジメント研修の実施（年7回）

東京都は、区市町村向けに被災者生活再建支援業務（住家被害認定調査や、り災証明発行、生活再建支援相談等）マネジメントに関する研修を実施している。

住宅復興に関する都の施策（応急仮設住宅等の供給）

◇災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急仮設住宅等を供給する。

◇都は、発災場所や被害状況、避難者のニーズ等に応じて、新規建設、民間賃貸住宅の借上げ、都営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。

※東日本大震災の供給実績を踏まえ、民間賃貸住宅の借上げ型が災害救助法の応急仮設住宅として位置付けられた。

応急仮設住宅等の供給

※災害救助法第4条に基づき救助の一種として供給

◎応急仮設住宅等の種類

➤ 新規建設による応急仮設住宅

○構造及び規模等

- ・平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとする。
- ・高齢者や障害者世帯等に配慮した設備・構造の住宅とする。
- ・1戸あたりの床面積は、29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。
- ・1戸あたりの費用：2,621,000円以内

○建設工事

原則として、災害発生の日から20日以内に着工する。

➤ 民間賃貸住宅の借上げ

○協定を締結している関係団体に対して、民間賃貸住宅の確保を要請し、民間賃貸住宅を被災者に提供する。

○賃料の限度額（東京都想定）：おおむね120,000円（月額）を上限

➤ 公的住宅等の空き住戸の活用

<公的住宅>

都営住宅、東京都住宅供給公社住宅、都民住宅、区市町村営住宅、UR都市機構住宅

<その他>

職員住宅、国家公務員宿舎

※公的住宅等は、災害救助法の応急仮設住宅には位置付けられていない。

ただし、東日本大震災においては、災害救助法の応急仮設住宅として位置付けられ、国庫補助の対象となる弾力的措置がなされた。

◎入居資格

次の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
 - ・居住する住家がない者
 - ・自らの資力では住家を確保できない者
- ※使用申し込みは1世帯1か所限り

◎入居者の募集・選定

- ・都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画、入居者の選定基準を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

◎応急仮設住宅の管理及び入居期間

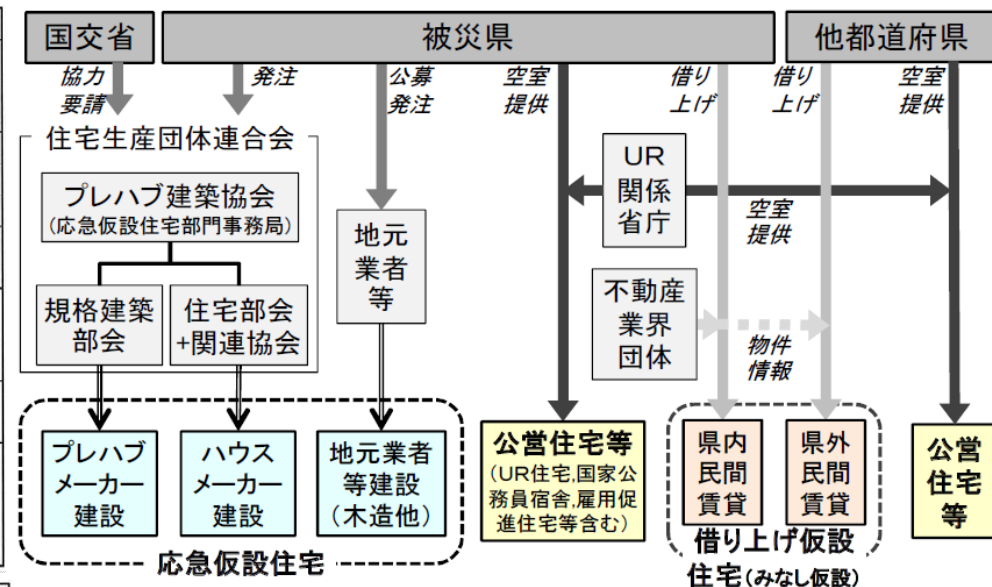
- ・入居期間は、原則2年間（最長2年3か月）
- ・応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- ・区市町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

東日本大震災における応急仮設住宅の供給手法の多様化

○東日本大震災 震災後の住宅・居住棟の状況(平成25年4月現在)

	人的被害		避難者数		住宅被害		
	死者	行方不明	仮設住宅、公営住宅等	合計	全壊等	半壊	合計
岩手県	4,673	1,151	39,686	40,012	18,403	6,558	24,961
宮城県	9,537	1,315	105,564	106,609	85,395	152,880	238,275
福島県	1,606	211	96,264	96,264	21,229	72,909	94,138
3県小計	15,816	2,677	241,514	242,885	125,027	232,347	357,374
他の都道府県	67	4	52,213	66,172	4,078	37,524	41,602
合計	15,883	2,681	293,727	309,057	129,105	269,871	398,976
備考	警察庁 H25/04/10	同左	復興庁 H25/04/04 (人)	同左	警察庁 H25/04/10 (流失・全半焼含む)	警察庁 H25/04/10	警察庁 H25/04/10

○東日本大震災における応急仮設住宅等の供給フレーム



出典 被災者に対する住宅供給の現状と課題(平成24年3月 (独)建築研究所)

○ 東日本大震災では、従来の新規建設型の応急仮設住宅に加え、民間賃貸住宅の借上げ、公的住宅の空き住戸の活用等多様な手法により、応急的な住宅が供給された。

○ 東日本大震災発生時点では、民間賃貸住宅の借上げは災害救助法の応急仮設住宅に位置付けられていなかったが、国の通知により、公的住宅等とともに応急仮設住宅として位置付けられ、国庫補助の対象となった。

○ その後、国の基準等の見直しにより民間賃貸住宅の借上げが災害救助法の応急仮設住宅として、正式に位置付けられた。

	仮設住宅等 (自宅活用)						応急修理
	建設	借上げ	公営等	UR	国家公務員宿舎等	合計(仮)	
岩手県	13,984	3,118	167	0	14	17,283	2,746
宮城県	22,095	20,377	1,055	48	123	43,698	60,648
福島県	17,143	24,550	424	0	81	42,198	27,582
3県小計	53,222	48,045	1,646	48	218	103,179	90,976
他の都道府県	315	11,308	7,249	921	1,164	20,957	2,358
合計	53,537	59,353	8,895	969	1,382	124,136	93,334
備考	国交省住宅局 H25/04/01 (完成戸数)	復興庁 H25/03/25 (入居戸数)	国交省住宅局 H24/9/03 (入居戸数)	同左	財務省 H25/03/29 (入居戸数)		厚生労働省 H25/04/30 (申込件数)

出典 東日本大震災における住宅分野の取組みと今後の課題(平成25年12月 国土交通省国土技術政策総合研究所)

応急仮設住宅の種類

◇東日本大震災では、様々な工法による新規建設型の応急仮設住宅が供給された。
 ◇また、新規建設型の外、民間賃貸住宅の借上げや公的住宅等の空き住戸の活用により、応急仮設住宅が供給された。

○一般的な応急仮設住宅



【新規建設型】

○鉄骨構造ユニットタイプ



○ハウスメーカーによる応急仮設住宅



○地元の木材を利用した応急仮設住宅



○2～3階建てのPCパネルによる応急仮設住宅



※東日本大震災における応急仮設住宅の建設事例
 (平成23年10月 国土交通省)より

【民間賃貸住宅の借上げ】



【公的住宅等の空き住戸活用】



応急仮設住宅の供給等に向けた関係団体等との連携

◇被災時において迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、協定締結や連絡訓練等により、平常時より関係団体等との連携を図っている。

応急的な住宅の種類

<仮設住宅の建設>

◆ 関係団体と協定を締結

「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」
(平成25年7月11日)

・(一社)全国木造建設事業協会

「災害時における応急対策業務に関する協定」
(昭和54年12月1日)

・(一社)プレハブ建築協会

<民間賃貸住宅の活用>

◆ 不動産関係団体と協定を締結

「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」

・(公社)東京都宅地建物取引業協会
・(公社)全日本不動産協会東京都本部
・(公社)東京共同住宅協会
・(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会(平成27年7月14日)

(平成14年9月10日)

◆ 不動産関係団体との連絡訓練の実施

・毎年、借り上げの依頼、空家のリストの報告、住宅確保の依頼の流れを確認

<公的住宅の活用>

◆ 東京都住宅供給公社との連絡体制の強化

広域連携について

被害の程度により、都内での応急仮設住宅の供給が不足する場合、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」や1都9県との「震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、他道府県への応援要請を行う。

概要

- ・都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくため、年1回区市町村に報告を求めている。

- ・選定にあたり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通する外、民有地の一時使用についても検討する。

応急仮設住宅建設予定地調査票(平成26年度)

区市町村名	建設地	近隣自治会 (近隣自治会 連絡先)	所在地	建設面積 (㎡) (㎡)	希望建設 (㎡) (㎡)	地区	所有者	電灯	ガス	水道	電話	インターネット接続	その他利用 サービス利用 内容等	建設費の 内訳等	用地取得 内容等	高度利用	防災機能	備考	担当 部署	
香川県	高松市山手町	山手町自治会 087-821-1111	高松市山手町	2,000	2,000	公園	〇	×	〇	×	山手町建設課	山手町建設課	有	高松市山手町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課	有	高松市東条町	有	有	有	有	有	有
香川県	高松市東条町	東条町自治会 087-821-1111	高松市東条町	1,000	1,000	公園	〇	×	〇	×	東条町建設課	東条町建設課								

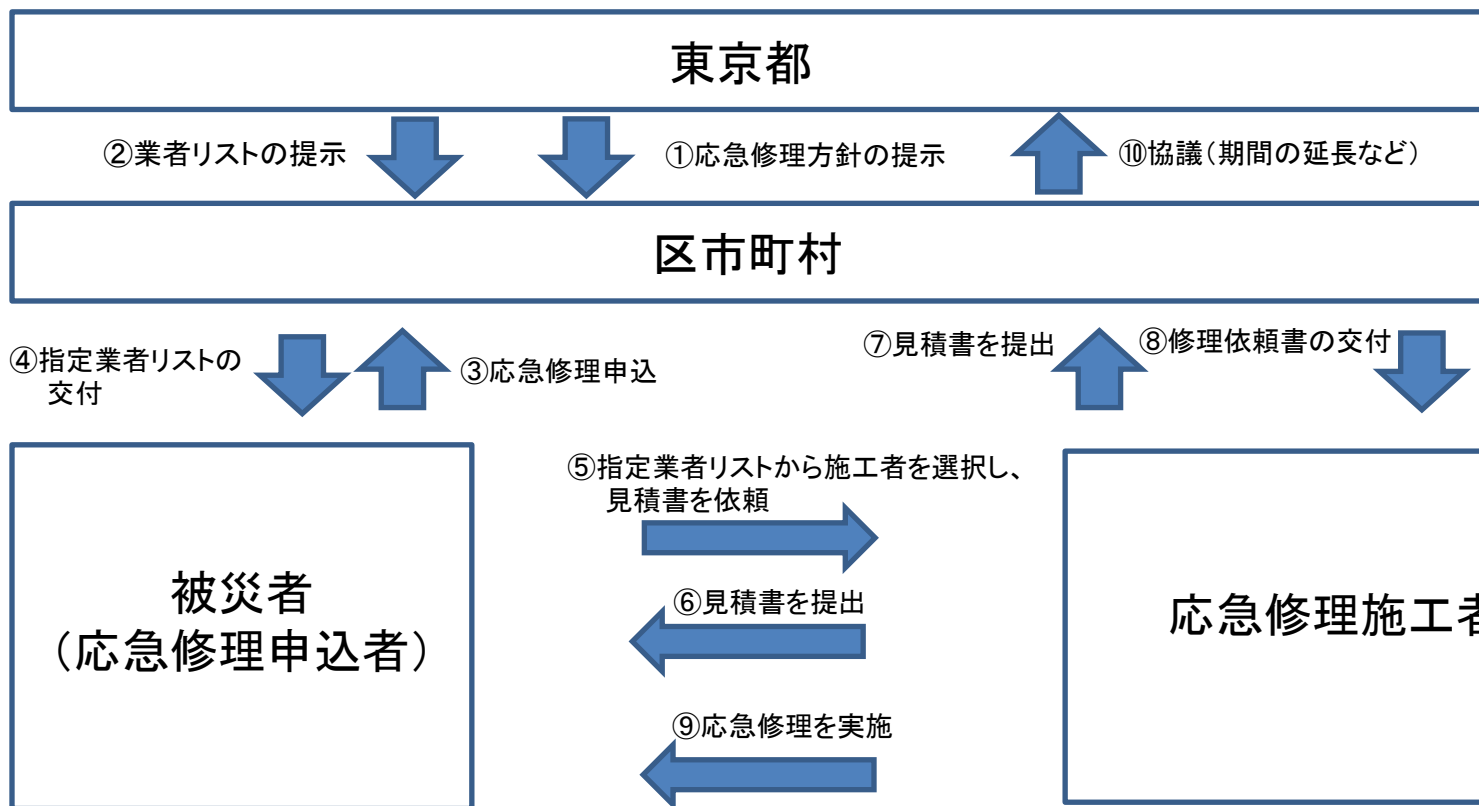
住宅復興に関する都の施策（応急修理等の実施、支援）

◇災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅での居住継続を確保する。

※災害救助法第4条に基づき救助の一種として実施

◇都は、一般社団法人東京建設業協会のあつ旋により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区市町村はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等居住に必要な最低限の修理を行う。

◎応急修理の主な流れ



※応急修理方針とは

- ・災害救助法に基づき民間住宅の応急修理を実施するにあたり、都が応急修理の対象者や限度額、手続きの流れ等の方針を示すもの。
- ・東京都が決定し、区市町村に提示する。

応急仮設住宅の必要戸数について

◇東京都防災会議の被害想定に基づき推計すると、都内で最大18万戸の応急仮設住宅が必要となる。

首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月：東京都防災会議)

◆ 建物被害の概要(冬の夕方18時・風速8m/秒)

東京湾北部地震(M7.3、震源東京湾北部)

建物倒壊(全壊)	116,224棟
焼失棟数	188,076棟
避難者数	3,385,489人(発生直後)



必要となる応急仮設住宅戸数の推計

◆ 応急仮設住宅必要戸数の推計

【推計】 **12万戸 ～ 18万戸程度**

※住家被害(全壊・半壊・全焼戸数 計約59万戸)の2～3割

※「応急仮設住宅建設必携(中間まとめ)」(国土交通省)における、災害発生後に行う必要戸数の推計方法に準じて推計

(参考)

- ・阪神・淡路大震災 約4.8万戸
- ・東日本大震災 約8万戸(福島県除く。福島県を含めた総必要戸数は約11万戸)

応急仮設住宅の供給について

- ◇応急仮設住宅の建設可能戸数は、建設予定地の面積から算出すると、5万戸から8万戸となる。
- ◇一方、一般財団法人プレハブ協会によると、関東ブロックで被災後6か月以内に供給可能な仮設住宅は、6万戸程度にとどまる。
- ◇民間賃貸住宅の借上げについては、不動産関係団体と協定を締結し、被災後速やかな供給に向けた準備を行っている。【都内の腐朽・破損なしの賃貸用空き家数：約49万戸（H25住宅・土地統計調査（総務省））】
- ◇また、都営住宅、東京都住宅供給公社住宅、都民住宅等の公的住宅等の空き住戸を最大限に活用し、応急的な居住の場を確保する。
- ◇被害の程度等により、都内での応急仮設住宅の供給量が必要量を下回る場合、全国知事会による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」や1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、道府県に応急仮設住宅等の供給に関する応援要請が必要となる。

建設する仮設住宅

○建設用地からの算出 5万戸～8万戸程度

- ※ 約540ha、戸当たり100㎡～70㎡で推定
- ※ 東日本大震災における実績100㎡程度（駐車場を除くと70㎡程度）

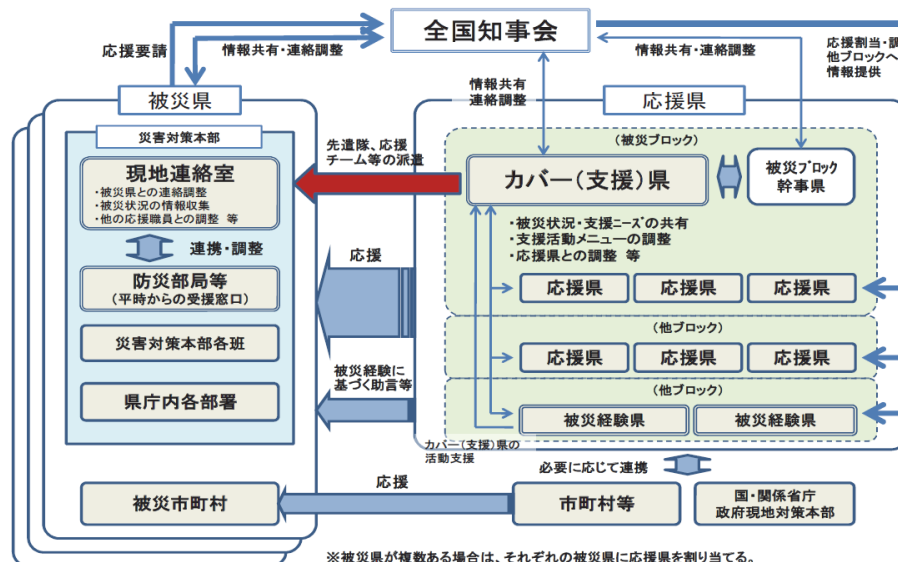
○供給能力から算出 6万戸程度

- ※ 一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅建設能力（発災後6か月以内【関東ブロック（※）】）
- ※ 関東ブロック：東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

災害時の都民の居住の確保のための体制整備

◇全国知事会による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」や1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、相互応援の活動マニュアル等が作成され、災害時における相互応援の標準的な業務の流れが定められている。

◇迅速な応急仮設住宅の供給のため、広域的な相互応援の体制づくりをさらに進める必要がある。

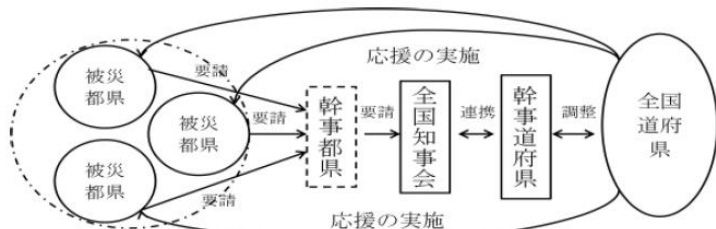


※被災県が複数ある場合は、それぞれの被災県に応援県を割り当てる。

※都道府県相互の広域応援体制におけるカバール(支援)県の主な役割・活動モデル (平成25年3月全国知事会)

複数ブロックによる広域応援対応(大規模かつ広域な災害)

関東ブロック内の複数グループ及び北海道東北ブロックで、カバール対応が困難な場合、幹事都県は全国知事会に複数ブロックによる広域応援対応を要請する。



※1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル(平成26年3月)より

時期	対策等	主な応援内容		
		応援要員の派遣	物資・資機材の提供	その他
(発災から初動期3日間)	体制の確立	<情報収集> ・情報収集体制の確立 ・先遣隊等の派遣 <応援・受援体制の確立> ・現地連絡室等の設置 ・後方支援本部等の設置		
	救助・救急活動	緊急消防援助隊の出動 警察災害派遣隊の出動		
	消火活動	緊急消防援助隊の出動		
	医療活動	DMAT・救護車の派遣		ドクターヘリの出動 傷病者等の受入
	建築物等危険度判定	被災建築物応急危険度判定士等の派遣		
	社会基盤施設の緊急対策 (土砂災害危険箇所緊急点検等)	土木職員等の派遣	資機材の提供	
	避難者対策	避難所運営支援委員の派遣		
	広域避難	避難調整委員の派遣		避難者、傷病者等の受入、 避難所、公営住宅等の提供
	生活物資の供給	物資集積・配送拠点委員の派遣	食品、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料等の提供	
	給水	給水委員、給水車の派遣		
(避難所・仮設住宅期)	健康対策	保健師等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣		
	生活衛生対策	し尿くみ取り作業員等の派遣		
	防疫対策	消毒薬配布要員	仮設トイレの提供 消毒薬等の提供	
	遺体の搬送			遺体の火葬
	応急仮設住宅の整備・確保	建築職員等の派遣	資機材の提供	
	社会基盤施設の応急復旧	土木職員等の派遣	資機材の提供	
	水道の応急復旧	水道技術職員の派遣	資機材の提供	
	下水道の応急復旧	専門職員の派遣	資機材の提供	
	災害廃棄物の処理	専門職員の派遣		災害廃棄物の受入
(仮設・復興期)	被災者の生活支援	住民相談窓口要員等の派遣		
	市町村事務全般の支援	家屋被害認定調査、罹災証明書等の発行要員		
	学校教育機能の回復	教員等の派遣		
	文化財の保全	専門家の派遣		
	災害ボランティアの活動促進	ボランティアコーディネーターの派遣		ボランティアバスの運行
	社会基盤施設の復旧	土木職員等の派遣		
	心のケア	専門家の派遣派遣		
	被災者生活支援窓口要員	住民相談窓口要員等の派遣		
	市町村事務全般の支援	復興計画の策定等の応援		

短期派遣

中長期派遣

97

※都道府県相互の広域応援体制におけるカバール(支援)県の主な役割・活動モデル (平成25年3月全国知事会)

被災者台帳について

◇災害対策基本法の改正(平成25年6月)により、市町村は「被災者台帳」を作成できることが規定された。

被災者台帳とは

・被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するための基礎となる台帳で、区市町村が作成する。

・被災者援護に必要な限度で台帳情報を利用する地方公共団体には被災者台帳の情報を提供することも可能とされている。

災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)(抄)

(被災者台帳の作成)

第90条の3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。)を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

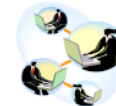
3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めすることができる。

被災者台帳の記載項目

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、住家等の被害の状況、援護の実施状況、要配慮者当否、要配慮者該当事由、電話番号、リ災証明書交付状況等

◎被災者台帳整備の主なメリット



○関係部署による情報共有による重複の排除

・各部署で同様の情報を収集するための手間を排除(いずれかの部署で収集し、共有する)による時間・コスト等の軽減
・罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる



○迅速な対応

・援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能



○援護の漏れ、二重支給等の防止

・援護の資格を有する(対象者である)被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
・二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能



○被災者の負担軽減、的確な援護実施

・被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
・他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
・本人同意等の手続きを経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者へ提供可能となり、被災者からの申請等手続き軽減が期待される

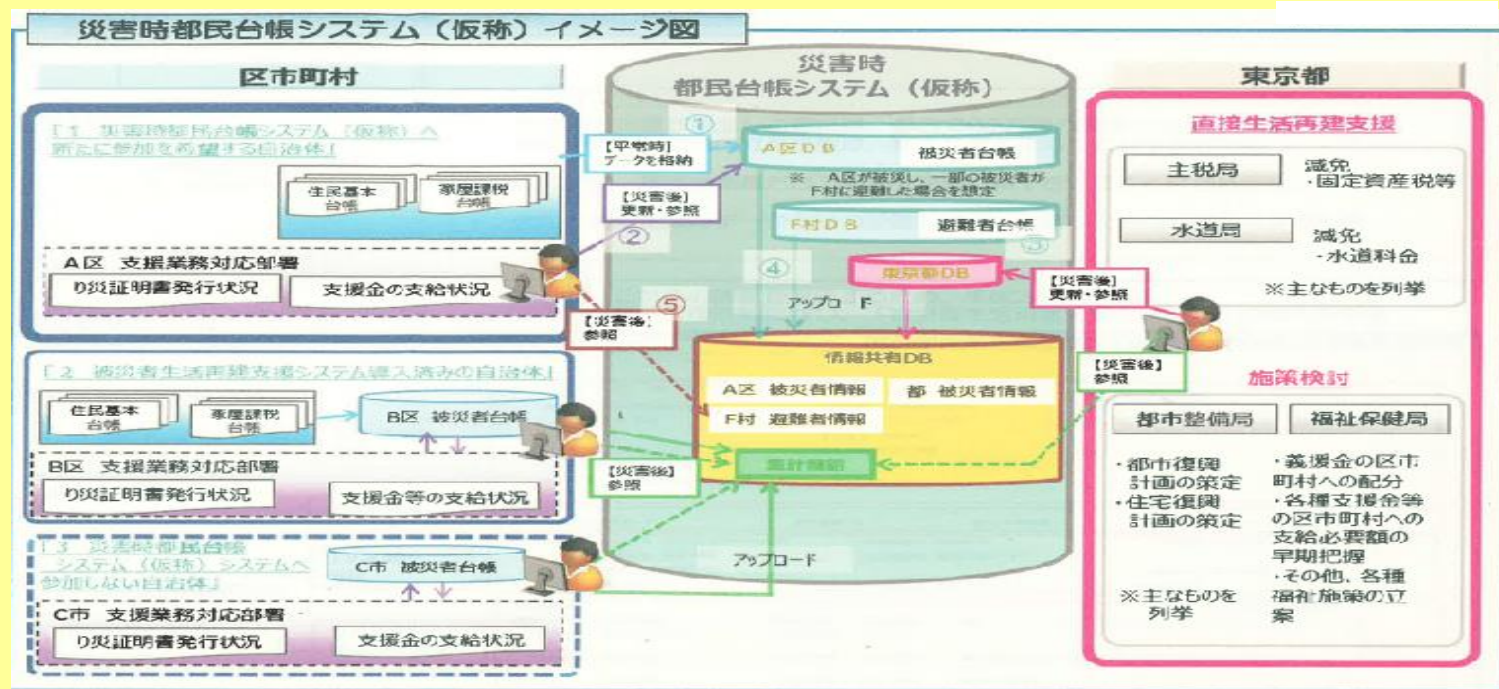
※内閣府HP「被災者台帳の概要」より

被災者台帳について

東京都の取組

東京都では、区市町村における被災者台帳整備を促進するため、区市町村の被災者生活再建支援機能を設けるとともに、その情報を集約し、都の復興施策に活用する、都・区市町村一体で利用できる「災害時都民台帳システム(仮称)」の構築に向けた検討を行っている。

◎被災者台帳システム イメージ図



※被災者生活再建支援システム: 住家被害認定調査や被災証明書発行、被災者台帳管理システムに至る業務を行うことができるシステム（平成26年度末までに12区市町が導入）

広域連携に係る検討（国土交通省関東地方整備局）

◇首都圏広域地方計画協議会（事務局：国土交通省関東地方整備局）では、住家が全壊し、自らの資力では住家を得ることができない被災者に対して、避難先の都県が民間賃貸住宅等の空室を応急仮設住宅として提供できる仕組みづくりを検討している。

※首都圏広域地方計画協議会：国土形成計画の広域地方計画である首都圏広域地方計画の策定及び実施に関して必要な事項を定めるため、国と首都圏の都県、政令市等により設置された協議会をいう。

B. 巨大災害にも対応できるレジリエンス首都圏の構築

広域連携による応急住宅提供体制の構築プロジェクト

～首都直下地震発生時に迅速に応急住宅を提供～

【目的とコンセプト】

首都直下地震等の広域災害発生時に、首都圏に多数存在する民間賃貸住宅の空室を活用すること等により、首都圏全体として速やかに被災者へ住まいを提供するための環境を整備する。

【具体的取組内容】

1. 関係機関による連携体制の構築

①被災者の住宅確保に向けた国、地方公共団体、民間事業者等による連携体制を構築。

2. 災害発生時における空室情報の提供

①平常時に民間事業者等がインターネットを通じて提供している民間賃貸住宅の空室情報等を、災害発生時に活用することにより、被災者へ迅速に空室情報を提供。

3. 被災者に対する応急住宅の提供

①住家が全壊し自らの資力では住家を得ることができない被災者に対して、避難先の都県が民間賃貸住宅等の空室を応急住宅として提供。

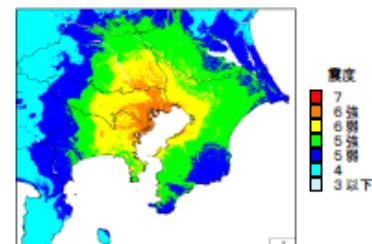


民間賃貸住宅の借上げ
(イメージ)



応急仮設住宅の建設

※プロジェクトのイメージを示したもので、今後、関係機関と内容等について調整していく



首都直下地震の震度分布の例(都心南部直下地震(Mw7.3))
(出典：中央防災会議)

		避難者数(最大)
2週間後	合計	約7,200,000人
	うち都区部	約3,300,000人
1ヶ月後	合計	約4,000,000人
	うち都区部	約1,800,000人

※自宅建物は大きな損傷をしていないが、ライフライン停止が継続することにより自宅で生活し続けることが困難な者を含む。

首都直下地震の被害想定 (出典：中央防災会議)

	首都圏	広域首都圏
空き家総数	2,597,100	3,285,800
賃貸用の住宅	1,599,800	1,888,800
うち腐朽・破損なし	1,298,700	1,527,900
賃貸用以外の住宅	997,100	1,396,800
うち腐朽・破損なし	736,700	1,030,400

首都圏等の空き家数 (出典：総務省)

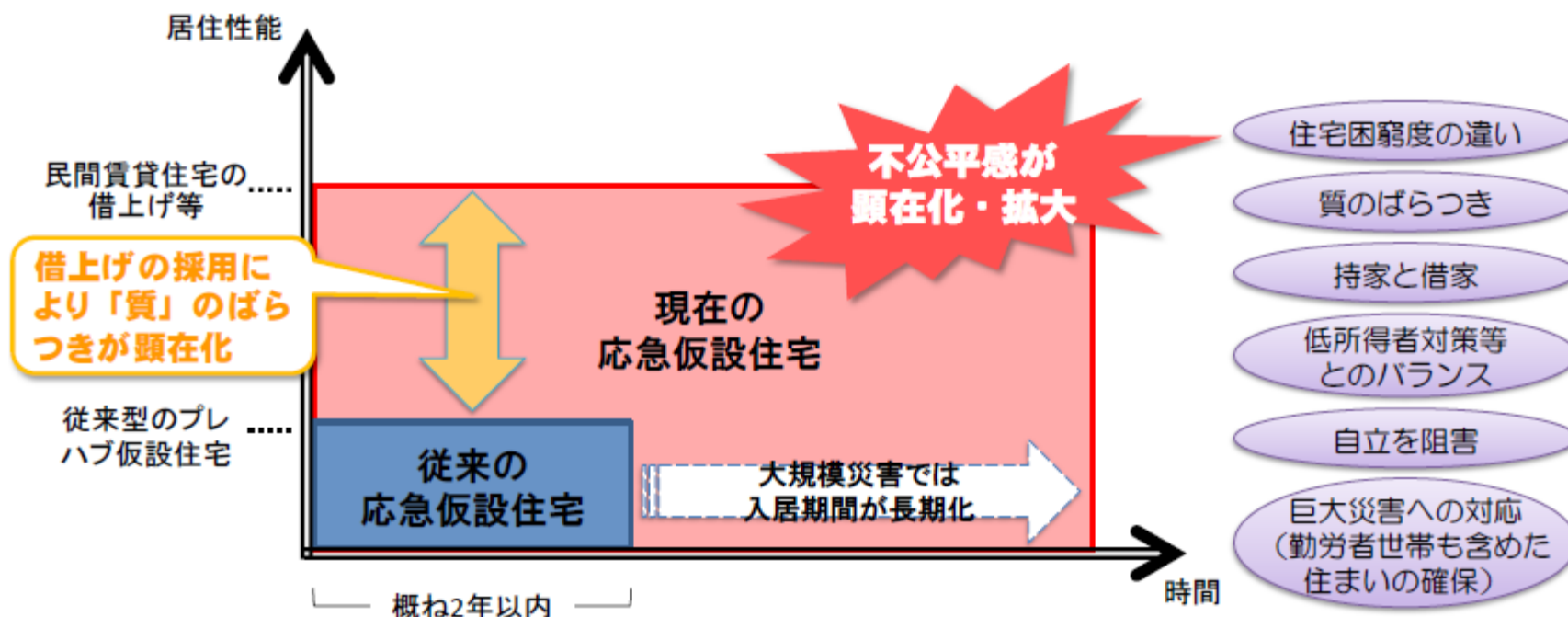
被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会（内閣府）

被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ委員の意見整理（概要）②

現状と課題

（現行の応急仮設住宅の問題点）

- 大規模災害の場合には災害発生直後の混乱が大きいので、住家被害の調査も直ちに行えるわけではなく、また資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、入居時点では住家の被害程度や資力の厳格な審査が困難
- 東日本大震災では、膨大な戸数を供給をするため、「従来型の応急仮設住宅の建設」と「民間賃貸住宅等の借上げ」を併用する必要が生じ、サービスの質に大きなばらつきが発生
- 入居の長期化に伴い、「資力」「質」「持家/借家」「低所得者対策等とのバランス」など様々な面で不公平感が顕在化・拡大
- 長期間無償の応急仮設住宅を供与していることで、かえって被災者の自立を阻害しているおそれ
- 首都直下地震等の巨大災害では、圧倒的な住宅不足が予測されるため、勤労者世帯も含めた住まいの確保が大きな課題



災害時の「住まい」の
確保のための「総合的」
な支援の実施

応急仮設住宅等の在り方
の見直し



○ 今回の検討テーマは、応急仮設住宅の位置付けや現物給付の在り方、他の低所得者対策等とのバランス、恒久住宅への移行の在り方等、根本的かつ広範な内容を対象。

○ 今後、幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うべき。(別紙参照)

○ ただし、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されることから、その際の膨大な応急住宅需要に対応するため、次の事項を早急に推進すべき。

- ・ 平常時における取組の充実
- ・ 民間賃貸住宅の積極的な活用と災害の特性等に応じた供与方法の選択
- ・ 民間事業者等との積極的な連携の推進
- ・ 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供体制の構築

主な委員意見

1 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の位置付け等

- ・ 自分の意志で住宅を選択できる条件が整うまでの間の居場所を確保することが、仮住まい制度の役割ではないか。
- ・ 応急仮設住宅の供与と災害公営住宅などの住宅供給を一体的に捉える必要がある。
- ・ 応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき。
- ・ 応急建設住宅に加え、将来、公営住宅に転用できるような応急住宅、応急借上住宅等の多様な住まい方の選択肢を提供する仕組みが必要。この際、応急建設住宅と応急借上げ住宅との間でサービス水準を揃え、イコールフットINGを確保する必要がある。

(2) 「現物給付」の在り方

- ・ 現物給付は地方公共団体の事務負担が大きい。現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担とすることを考えるべきである。
- ・ 現金給付では他の用途へ使用してしまうなどの懸念もある。パウチャー等により対応するという方法も考えられるのではないか。
- ・ 現金給付とする場合、住宅所有者と被災者の契約となり、家賃と給付額の差額の滞納や退去時の問題への懸念から住宅が提供されなくなるおそれがある。また、地方公共団体等があらかじめ住宅確保要配慮者を把握し、災害時に住まいを確保できるよう支援する仕組みが必要。

(3) 資力要件や他の施策(低所得者対策等)とのバランス

- ・ 大規模災害の場合、発災直後は一律に被災者を応急仮設住宅に入居させ、一定期間経過後に資力調査をすることとしてはどうか。
- ・ 入居者には働いていないが資力がある方も見受けられ、支援を継続する方と自力再建していただく方を分けていくことが必要。

(4) 民間賃貸住宅の活用の在り方

- ・ 供与期間終了後の解体撤去が不要であること等から、基本的には民間賃貸住宅を活用すべき。
- ・ 高齢者は平時でも賃貸住宅に入居することが難しい上、災害時には自ら民間賃貸住宅を探すことが難しい。

(5) 恒久住宅への移行の在り方

- ・ 応急仮設住宅の「終了期限」は、出口(移行先)が見えないと決められない。大規模災害の場合は、一定の期限をあらかじめ定め、「終了期限」を状況に応じて延長するなど全体的な再建の道筋を考慮した取扱いとすることが現実的。
- ・ アメリカでは、借家人は支援の対象外である。借家人であった被災者がアパートが復旧し始めても無償のままということには疑問がある。

住宅復興に関する都の施策（自力での住まいの確保への支援）

- ◇住宅の復興に当たっては、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度の支援金や地震保険の保険金の受領などにより、被災者による自力での住まいの確保を基本とし、都は、一人一人のニーズに応じた支援策を実施する。
- ◇行政による支援を行うに当たっては、住まいの確保に係る情報提供や多様な相談に対応できる体制を整備するとともに、災害の程度、被災者のニーズ、社会経済状況等を踏まえた支援メニューを用意し、実施する。

自力再建への支援

○マンションの再建に対する支援

- ・被災した分譲マンションの再建を速やかに実施するため、合意形成の促進に向けて、アドバイザーの派遣等の支援の検討・実施
- ・被災したマンションの建替及び補修などに対しての支援の検討・実施

例) マンション再建に係るアドバイザーの派遣、マンション改良工事助成事業等

○民間住宅供給支援

- ・被災者が良質な住宅を取得できるよう、都市居住再生促進事業を活用した建設費の補助等による民間住宅の供給支援の実施

○住宅金融支援機構との協定締結

- ・住宅再建に際し、住宅相談業務や利子補給助成等を行うため、住宅金融支援機構と協定を締結

○住宅資産活用等による住宅再建支援

- ・高齢者等の被災者は良質な住宅を確保できるよう、被災者が再建資金不足により再建が困難等に対して、住宅資産の活用などによる支援の検討・実施
- ・新たに民間賃貸住宅を供給しようとする土地所有者等に対しての支援の検討・実施。

例) 住宅金融支援機構等への復興特別融資創設の要請、不動産担保型住宅再建支援制度等の支援事業、個人住宅再建等利子補給助成事業、二重ローン対策事業等

◎大島町土砂災害時(H25.10)における
「災害復興住宅資金利子補助」について

【概要】

- ・利子補助期間: 10年間
- ・利子補助額: 当初5年間: 本人負担利子相当額
6～10年目: 1%相当額
- ・利子補助の対象額: 住宅金融支援機構の融資額
- ・受付期間: 災害発生後2年間
- ・対象者: 住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を借り受ける方

民間住宅への入居支援等

- 区市町村による居住支援協議会の活動の推進等の支援により、応急仮設住宅等に入居する被災者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。

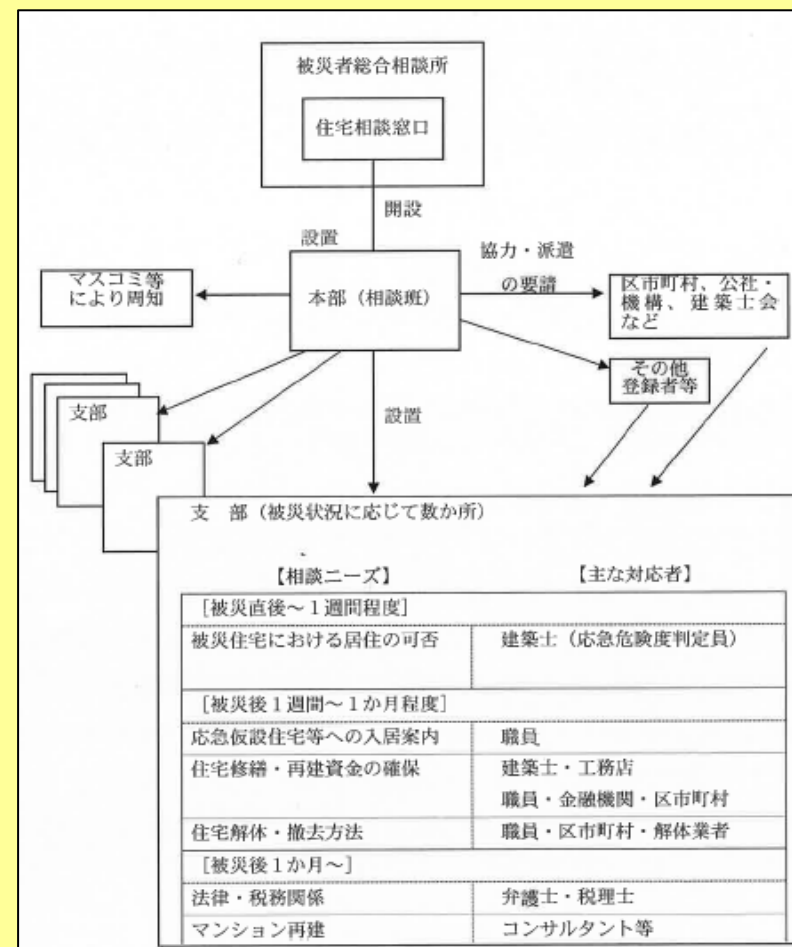
例) 居住支援協議会の活用、被災者への物件情報提供、住宅相談窓口等の相談体制の整備、恒久住宅移行支援事業(家賃負担の激変緩和措置の検討) 等

住宅復興に関する都の施策（自力での住まいの確保への支援）

住まいに関する情報提供・相談体制の整備

- ・住宅に関する情報提供や相談に対するニーズは、被災直後の応急対策から、本格的な復興期に至るまで継続的に生じる。
- ・こうしたニーズに対応し、被災者の自力での住まいの確保を促進するため、被災者総合相談所に住宅相談窓口を設置するなど、応急仮設住宅への入居から住宅再建に至るまでの関係団体等と連携・協力を図りながら、住宅再建に係る各種支援事業等の情報提供や相談体制の整備を行う。
- ・震災直後は、臨時相談窓口に住宅相談窓口本部を設置するが、臨時相談窓口から被災者総合相談所への移行や地区復興センターの設置に対応し、住宅相談窓口を設置する。
- ・インターネットやマスコミを通じ、窓口の設置場所や提供する情報・相談内容等を周知する。
- ・また、情報提供にあたっては、インターネットやマスコミの活用のほか、各種相談窓口、関係機関、応急仮設住宅や避難所等に広く情報提供し、対応を依頼する。
- ・高齢者や障害者、子育て世帯などの要配慮者等の生活支援等に関しては、所管部署を紹介するなど、適切な対応を行う。

◎住宅相談所のイメージ



※東京都資料より

地震保険制度

◇被災後における円滑な自力での住まいを確保するため、地震保険制度の一層の普及を図ることが有効である。

地震保険

- ・地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する地震災害専用の保険
- ・地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律（地震保険法）」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営

※火災保険では、地震を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されない。

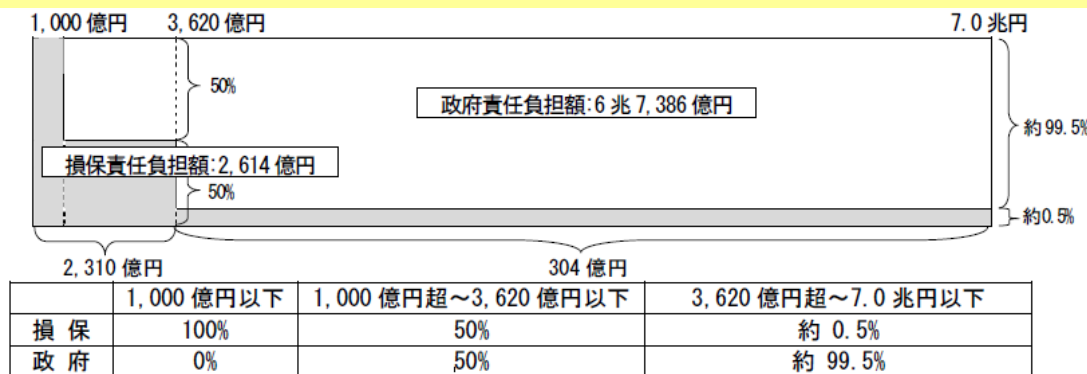
※地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となり、火災保険への加入が前提

【補償内容】

- ・地震保険の対象は居住用の建物と家財
- ・地震保険を付帯する家計火災保険金額の30%～50%の範囲
ただし建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度

地震保険の仕組み

- ・損害保険会社と政府の間で、超過損害額再保険方式（1回の地震等による支払が一定の額を超える場合、その超過部分についての責任を負担する方式）による再保険が結ばれている。（損害保険会社と政府の責任分担は以下のとおり）



地震保険で支払われる保険金

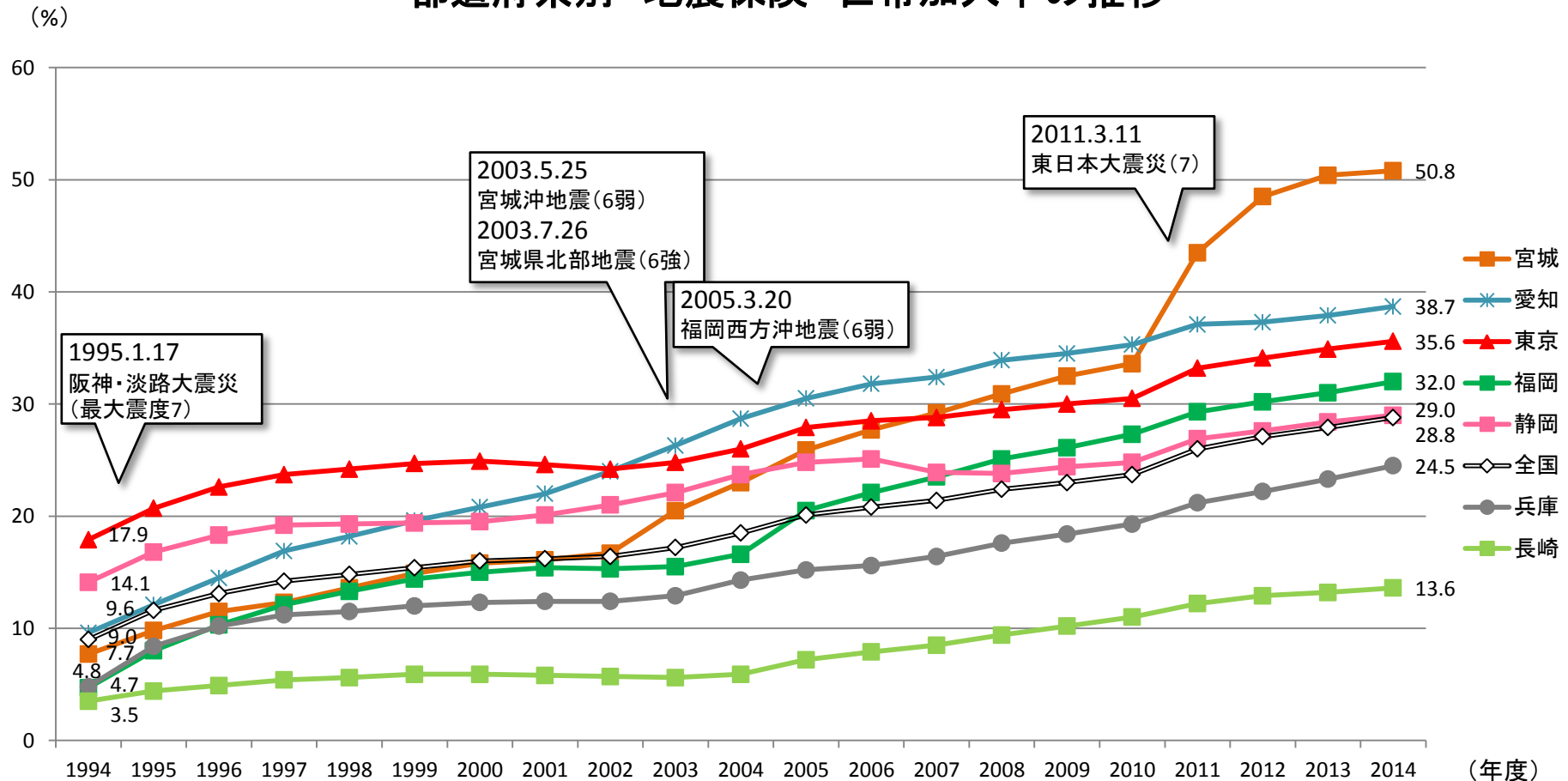


※日本損害保険協会HPより

地震保険制度

- 平成6年以降、地震保険の加入率は全国的に上昇傾向で推移している。
- その中でも、東京都における地震保険世帯加入率は、全国及び他道府県と比較して高い傾向にある。

都道府県別 地震保険 世帯加入率の推移



(注) 世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値

ただし、2013年度以降の世帯加入率は、当該年度12月末の地震保険契約件数を当該年度1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値

(注) 2012年度からの世帯数には、2012年7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人を含む。

(出典) 損害保険料率算出機構

被災生活再建支援制度

◇自然災害により居住する住宅が被災した場合、一定の条件の下、被災者生活再建支援法に基づく支援金を受給することができる。

被災者生活再建支援制度

- ・被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度
- ・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。また、基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助する。

制度の対象世帯

自然災害により、

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

※制度の対象となる自然災害: 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

支援金の支給申請

(申請窓口)

市町村

(申請時の添付書面)

- ① 基礎支援金: リ災証明書、住民票等
- ② 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等)等

(申請期間)

- ① 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
- ② 加算支援金: 災害発生日から37月以内

※内閣府HP「被災者生活再建支援制度の概要」を一部加工

住宅復興に関する都の施策（公的住宅の整備）

- ◇被災者のくらしの復興や住宅の復興は、自力での住まいの確保を基本とするが、各種支援策をもってもなお適切な住宅の確保が困難な被災者に対応するため、東京都、区市町村、東京都住宅供給公社や都市再生機構の協力の下に供給必要量の的確な把握や適切な工法や発注方法等の検討を行い、公営住宅等の公的住宅の的確な供給を進める。
- ◇災害復興公営住宅等の新築、公営住宅等の建替えなどによる自力での住まいの確保が困難な被災者への住宅を供給する。

災害公営住宅の整備

- ・災害公営住宅とは
公営住宅法第8条に基づき、供給される住宅で「災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するための公営住宅」を指す。
- ・自力での住まいの確保のための各種支援の施策によってもなお自力での住まいの確保が困難な被災者に対して、災害公営住宅の供給を図る。
- ・公営住宅の供給に際しては、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、広域的、長期的な視点に立って施策を推進

公営住宅等の建替え

- ・被害状況調査により建替えが必要となった公営住宅等について、速やかに建替え等を行う。

公営住宅等の買取り・借上げ

- ・用地の取得が困難である中で、迅速な供給が求められることから、各種支援の施策によってもなお自力での住まいの確保が困難な被災者に対して、買取りや借上げによる公営住宅等の供給も検討する。

◎災害公営住宅の入居対象・補助率について

		一般の公営住宅	災害公営住宅（※法律により「災害公営住宅」の名称が規定されているわけではないことに注意）		
			一般災害	激甚災害	東日本大震災
入居対象	入居者資格	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	当該災害により滅失した住宅に居住していた者について収入要件なし	当該災害により滅失した住宅に居住していた者について収入要件なし
	入居者制限（補助の特例適用時）		災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者	災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者	災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者
補助率	建設・買取	国：概ね45% 地方：概ね55%	国：2/3 地方：1/3	国：3/4 地方：1/4	国：7/8 地方：1/8（※）
	借上（共同施設整備費のみ対象）	国：2/3×概ね45% 地方：2/3×概ね55% 民間：1/3	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5	国：7/10 地方：1/10（※） 民間：1/5
	用地取得造成				国：7/8 地方：1/8（※）
	高齢者生活支援施設				国：7/12 地方：1/12（※） 民間：1/3
	家賃低廉化	20年間 概ね45%	20年間 2/3	当初5年間 3/4 6～20年目 2/3	当初5年間 7/8 6～20年目 5/6（※）
	特別家賃低減				3/4（※）

※ 東日本大震災復興交付金制度の対象となる場合の、地方負担分の1/2にあたる追加負担を含む

※国土交通省住宅局資料（「～災害公営住宅について～（平成26年5月）」より）

災害公営住宅の供給円滑化に向けた取組事例

○東日本大震災では、災害公営住宅の供給円滑化に向け、発注方式の工夫や工期短縮のための工法検討等が行われた。

1 発注方式の工夫

1) 設計・施工分離発注方式(一般的な方式) 2) 設計・施工一括発注方式 3) 買取り方式
4) 複数地区の一括発注による効率化 5) 地元事業者による協議会等を活用した整備

2 工期短縮のための工法選択等(在来工法以外の工法の活用)

1) 低層(2階建て以下)の場合:S造(プレハブ工法)、木造(パネル工法)
2) 中層(3階建て以上)の場合:RC造(PC工法)、S造、内装パネル工法

○低層(2階建て以下)の参考事例

	S造(プレハブ工法(パネル方式))	S造(プレハブ工法(ユニット方式))	木造(パネル工法)
所在地	宮城県石巻市	(参考) 宮城県気仙沼市	(参考) 熊本県熊本市
地区名	中里七丁目	(職員用宿舎)	(個人宅)
事業主体	石巻市(民間 借上げ)	気仙沼市	—
写真等			
	(パネル工法)	(ユニット工法)	
階数・戸数 等	4戸1形式・2階・20戸	集合・2階・14戸(2棟・28戸)	戸建・2階
建設工期 ※1 (用地造成を除く)	約5.5ヶ月※全体では約7.0ヶ月 (H24.11~25.6)	約3.0ヶ月(H25.3~25.6)	約2ヶ月
延床面積	1,244㎡	576㎡	135㎡
建築費 (造成費等含まず) ※2	約1億8千万円	約1億2千5百万円	—
戸、㎡あたり建築費	900万円/戸 15万円/㎡	446万円/戸 22万円/㎡	17万円~20万円/㎡

○中層(3階建て以上)の参考事例

	S造		
所在地	岩手県山田町	宮城県東松島市	岩手県釜石市
地区名	豊間根団地	小松谷地	上中島(1期)
事業主体	岩手県	東松島市(民間 買取り)	釜石市(民間 買取り)
写真等			
	(鉄骨造・在来工法)	(鉄骨造・プレハブ工法)	(薄板軽量形鋼造(スチールハウス)・プレハブ工法)
階数・戸数 等	集合・3階建て・72戸	集合・3階建・156戸	集合・3階・54戸
建設工期 ※1 (用地造成を除く)	約8.5ヶ月(H25.7~26.3)	約7.0ヶ月※全体では約15.0ヶ月 (H24.12~H26.3)	約5.5ヶ月(H24.10~25.3)
延床面積	4,722㎡	10,796㎡	3,507㎡
建築費 (造成費等含まず) ※2	約12億7千万円	約28億0千万円	約10億0千万円
戸、㎡あたり建築費	1,764万円/戸、27万円/㎡	1,797万円/戸、26万円/㎡	1,846万円/戸、28万円/㎡

市街地の事前復興の手引

- ◇迅速な都市復興を行うためには、各区市町村と地域住民が一体となり、事前に地域の復興まちづくりに関して基本的な考え方や方策、プロセス等を住民と共有し、課題解決しておくことが重要である。
- ◇そのための取組の一環として、東京都では「市街地事前復興の手引」を策定し、平成27度、区市町村に対して講習会の開催を行っている。

「市街地の事前復興の手引」の策定及び内容の周知

- ・区市町村が各地域の復興まちづくり計画や時限的市街地を事前に検討する際に参考とするため、「市街地の事前復興の手引」を策定（平成27年3月）
- ・本手引の運用を確実なものとするため、平成27年度、都内10ブロックで講習会を開催

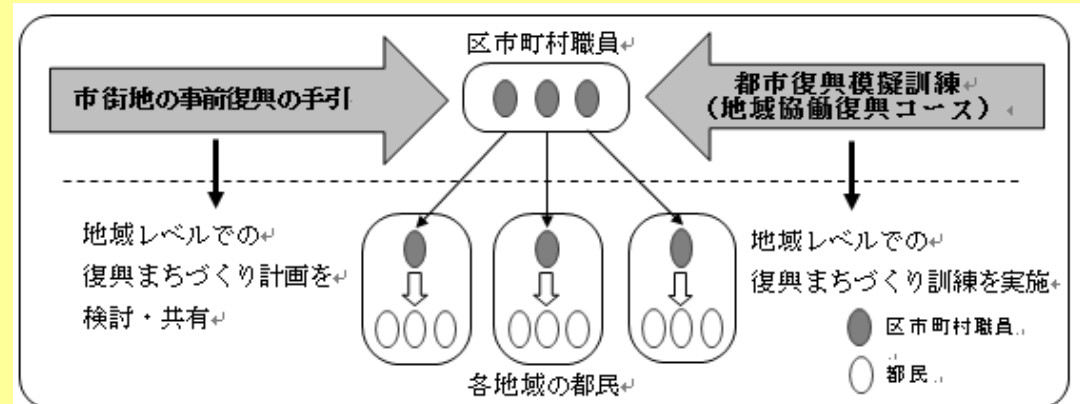
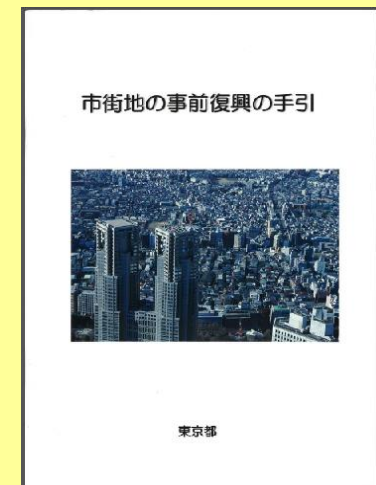
◎手引きの概要

- ・【第1章】市街地の事前復興の手引きの意義・基本的な考え方
事前復興の必要性、事前復興の認知度を高めるための取組等
- ・【第2章】復興まちづくり計画の事前検討に当たっての前提条件
被害状況の想定と基盤整備状況等の把握、想定される復興まちづくりの区域等
- ・【第3章】復興まちづくり計画の事前検討に向けた指針
区市町村レベル、地域レベルでの復興まちづくり計画の事前検討、時限的市街地の事前検討等

◎講習会の内容

- ・学識経験者による事前復興に関する講演
- ・手引の活用方法の解説
- ・地域毎の課題に対する助言・指導

※「市街地の事前復興の手引」の策定のほか、地域レベルの復興まちづくり訓練を企画・運営できる区市町村職員の養成するための都市復興模擬訓練（地域協働復興コース）の検討を行っている。



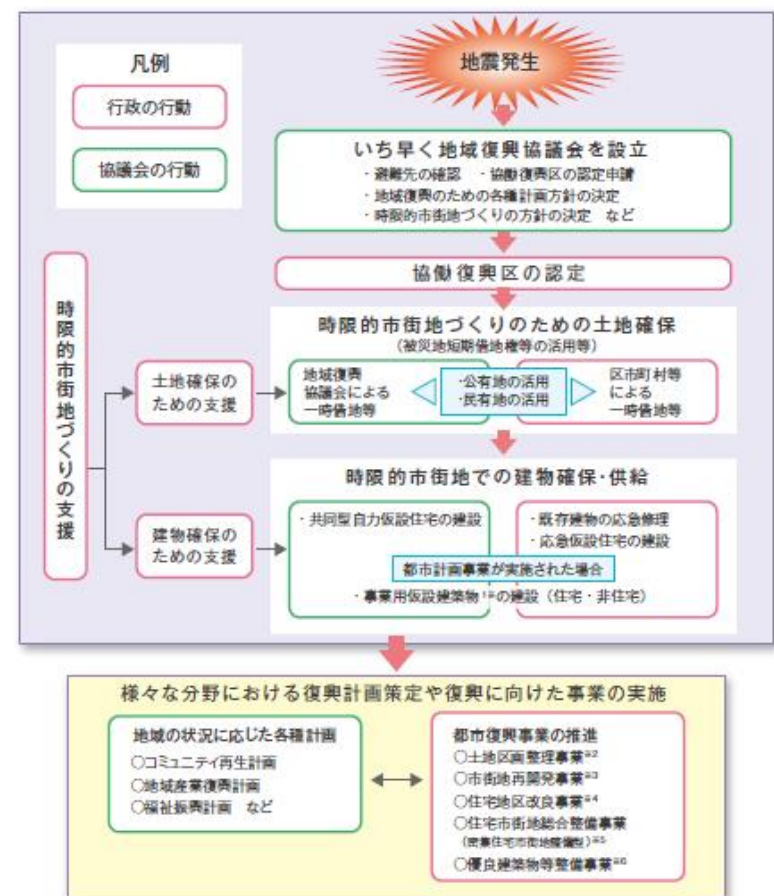
時限的市街地の形成

◇長期化する復興事業に対応し、本格的な都市復興や住宅再建が完成するまでの期間、一時的なコミュニティや生活支援、地域産業の維持の場として時限的市街地の形成を行う。

時限的市街地

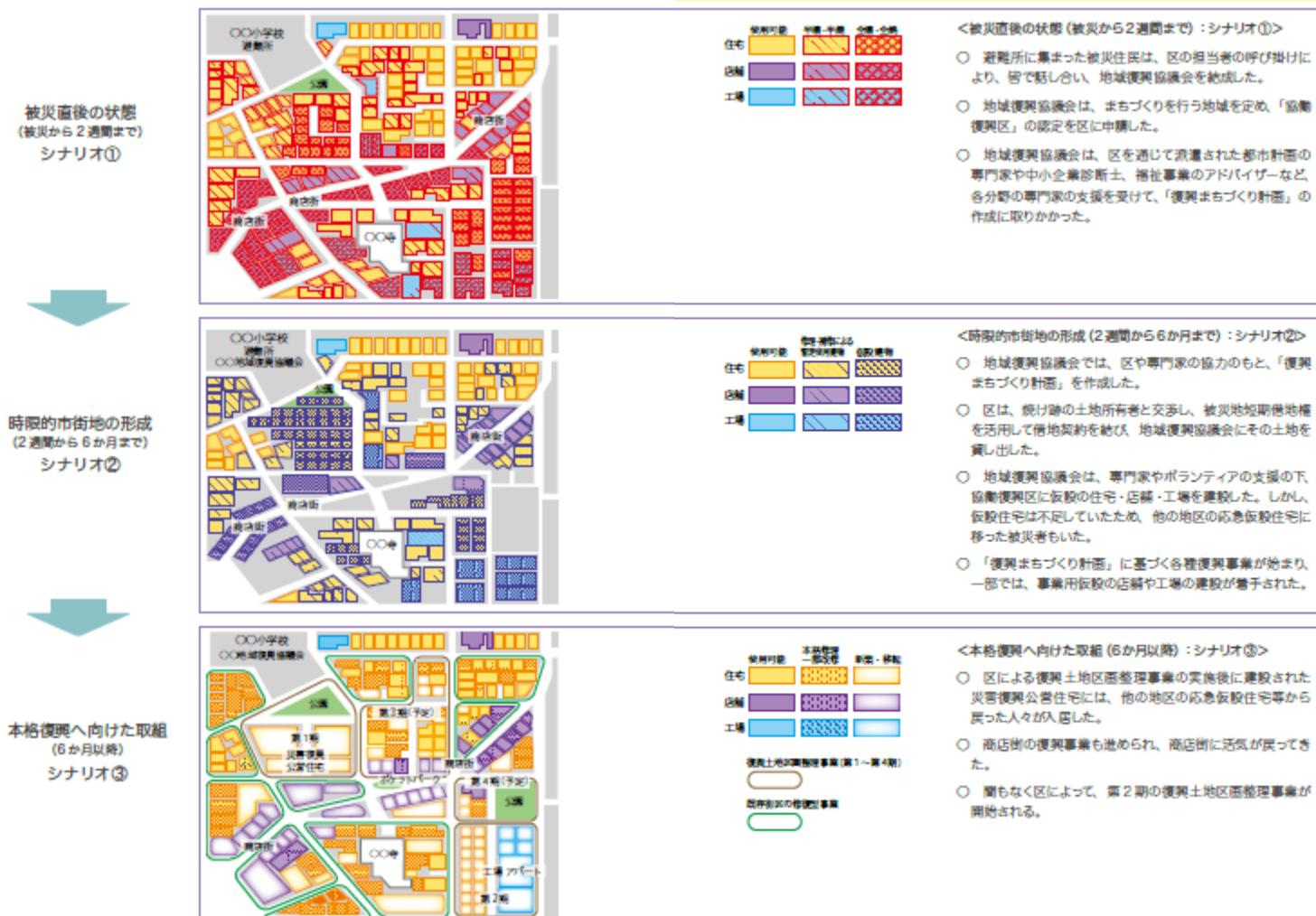
- ・長期化する復興事業に対応し、本格的な都市復興や住宅再建が完成するまでの期間は、一時的なコミュニティや生活支援、地域産業の維持の場が必要となる。
 - ・こうしたことを踏まえ、東京都では、**時限的な生活の場として、応急仮設住宅、店舗、事業所や利用可能な残存建築物から成る仮設市街地を整備するものを時限的市街地と位置付け、活用を促している。**
 - ・時限的市街地づくりに取り組む場合、地域復興協議会の活動が期待される。
 - ・地域復興協議会の主体的な活動とともに、区市町村は「協働復興区」の認定を行う。
- ※協働復興区：地域復興協議会が活動する区域であり、その範囲は、小学校区や町会・自治会の区域など、日常生活圏程度を想定
- ・東京都は区市町村と緊密な連携を図りながら、被災地短期借地権を活用した土地の確保や、仮設建築物の供給・確保などを支援する。

◎時限的市街地づくりの仕組み



時限的市街地の形成

◎時限的市街地の形成プロセスのイメージ(木造密集地域の場合)



地域復興協議会

- ◇被災地域の復興に当たっては、住民一人ひとりの自助努力のみならず、地域住民が復興への強い意欲を持ち、地域の復興のあり方について議論しながら合意形成を図っていくことが重要である。
- ◇復興に取り組む組織として「地域復興協議会」による地域力を生かした復興が期待されている。

地域復興協議会とは

- ・住民が主体的に参画し、地域力を生かして復興に取り組む核となる組織である。
- ・東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)で規定している「復興市民組織」を指す。まちづくりに特化して取組を進める組織については、「地域復興まちづくり協議会」等の名称を用いるほか、区市町村によって名称が異なる場合がある。
- ・地域復興協議会の結成にあたっては、自治会・町会、まちづくり協議会のような地域づくり組織や自主防災組織など、平常時の地域活動の状況に応じ様々な団体・組織が母体となることが考えられる。

地域復興協議会の取組として期待される活動内容

- ①地域の課題の解決に向け、地域の実情に応じた復興計画づくり
- ②建物の建て方や地域環境保全に関するルールづくりや協定締結の活動
- ③地域の課題にきめ細かく対応するための事業や施設の管理・運営
- ④住民自らがビジネスとして取り組む、地域の課題に対応するための事業

都条例の整備や区市町村への条例制定の促進

東京都では、地域復興協議会を復興の担い手として位置付け、その組織づくりや活動を支援している。

- ・東京都震災対策条例に地域の復興市民組織への支援に関する東京都の責務を規定
- ・地域復興協議会の組織、責務、活動内容などを規定した「地域協働復興推進条例」モデルを作成し、区市町村に提供

地域復興協議会の事例

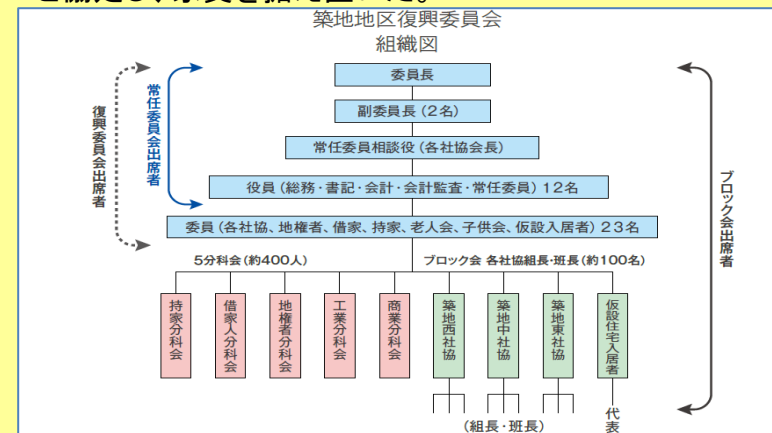
◎阪神・淡路大震災における尼崎市築地地区の復興委員会

【被害状況】

建物1,100戸 全半壊302戸 建物の80%が液状化によって傾斜・沈下

【概要】

- ・H7 築地地区復興委員会発足
- ・復興委員会には地区の半数の世帯が参加
- ・5年間に延べ約250回の復興委員会を開催
- ・事業の選択は地域住民が決めることを鉄則とした。
- ・事業用仮設住宅を300戸建設
- ・もと住んでいた借家人がもとのように住めるよう、家主と協定し、家賃を据え置いた。



地域型復興住宅について

◇災害からの住まいの再建は、生活の再建と併せて進めていくため、被災者の家計負担等に配慮した、無理のないものにすることが重要である。

◇良質で、被災者が取得可能な価格の木造住宅として「地域型復興住宅」の供給・検討事例がある。

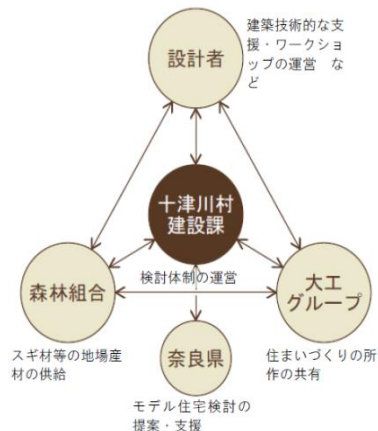
地域型復興住宅とは

- ・地域の住まいづくりの担い手である様々な住宅生産者が、住まい手と手を取り合いながらつくる、地域にふさわしい、良質で、被災者[が取得可能な価格の木造住宅という。(内閣府資料「被災者の住まいの確保に関する取組事例集(平成27年3月)」より)

事例1：十津川村復興モデル住宅(奈良県十津川村)

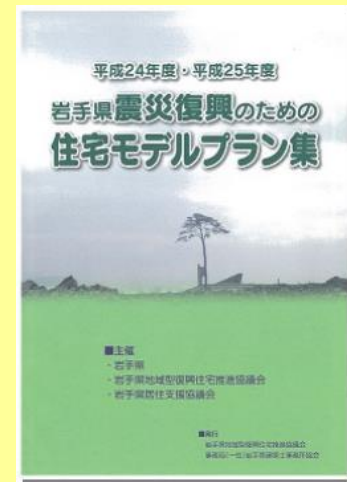
- ・平成23年の台風12号による「紀伊半島大水害」からの復興に向け、自立再建を望む世帯の参考となるモデル住宅及び復興公営住宅のモデル住宅として「十津川村復興モデル住宅」の検討・建設が行われた。
- ・地域の気候風土や景観、生活様式に配慮し、省エネルギー等の高性能で快適かつ低コストなものを目標とし、また、十津川産のスギ材の活用などによる地域の産業の活性化・林業の振興を目指し、平成25年8月にモデル住宅2棟(平屋建てタイプ、2階建てタイプ)が建設された。

十津川村復興モデル住宅の検討体制図



事例2：復興のための住宅モデルの公募(岩手県)

- ・県、岩手県地域型復興住宅推進協議会及び岩手県居住支援協議会では、住宅を再建する被災者等が参考とするため、民間事業者から公募した住宅モデルプランを審査のうえ公表している。
- ・プランごとに、住宅の間取りや概算工事費、ローン返済シミュレーション等を提案している。



○低廉戸建住宅部門のイメージ
(900～1,150万円/戸)



※内閣府資料「被災者の住まいの確保に関する取組事例集(平成27年3月)」より

住宅復興に関する都の施策（区市町村や都民への普及啓発）

- ◇東京が被災した場合、震災復興のためには、国や自治体はもちろん、被災者自身をはじめ、NPO、ボランティア、専門家などの幅広い参画が必要となる。
- ◇都民と行政が協働して地域復興に取り組むため、区市町村が取り組む施策が重要である。
- ◇また、自助・共助・公助の連携による復興のため、都民の防災対応力を高める普及啓発が必要である。
- ◇こうしたことから、東京都の防災対策に関する基本的な考え方や方針を区市町村や都民に周知する必要がある。

区市町村向けの取組事例

○地域防災計画

区市町村が策定・修正する地域防災計画の意見照会に対して、東京都地域防災計画の内容や都の意見を反映するよう依頼する。

■【参考】東京都地域防災計画

- ・災害対策基本法第40条の規定に基づき、東京都防災会議が策定する計画。
- ・都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

災害対策基本法(抜粋)

第四十条（都道府県地域防災計画）

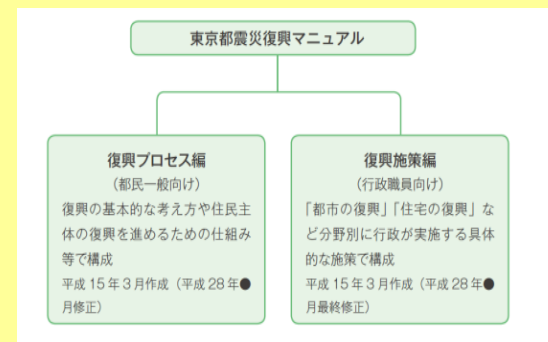
都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

○震災復興マニュアル

- ・東京都震災復興マニュアル(H19最終修正)の周知による、応急・復旧期から復興期における都の復興実務の情報共有
- ・区市町村震災復興標準マニュアル(H21策定)の情報提供による区市町村震災復興マニュアルの普及促進

■【参考】東京都震災復興マニュアル

- ・被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」から構成される。
- ・「東京都地域防災計画」に「東京都震災復興マニュアル」に記載する事項を位置付け、復興対策を推進する。また、関係部局が所管する分野別復興施策についても、地域防災計画の分野別復興計画として、施策を推進する。



住宅復興に関する都の施策（区市町村や都民への普及啓発）

都民向けの取組事例

○「東京都震災復興マニュアル（復興プロセス編）」

○「東京の防災プラン」（H26.12策定）

- ・2020年を目標に、地震や風水害の自然災害に対して、都民・地域、企業、行政があらかじめ備えるべき防災の取組をとりまとめ、都民にもわかりやすい内容で策定

○「東京防災」（H27.8作成）

- ・東京の地域特性や都市構造、都民のライフスタイルなどを考慮し、災害に対する事前の備えや発災時の対処法など、今すぐ活用でき、いざというときにも役立つ情報を分かりやすくまとめた防災ブック

○防災隣組

・「東京防災隣組」の認定・普及

意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定し、その活動を「東京防災隣組活動事例集」等により広く紹介することにより、都内の各地域のさらなる取組を促すとともに、新たな防災活動を誘発している。

・「地域防災学習交流会」「防災市民組織リーダー研修会」の実施

地域に防災の専門家を派遣して行う学習交流会や、防災市民組織のリーダーなどを対象とした研修会などの実施により地域の防災力向上を図る。

・「地域防災力向上モデル地区」の取組発信

地域の防災力向上を目指す地区をモデル地区として指定し、防災専門家の派遣などにより、当該地区の防災活動を支援

○防災訓練の実施

災害発生時における行政及び防災機関の連携向上、地域住民による自助・共助体制の強化を図るため、区市町村との合同による年4回の住民参加型の防災訓練を実施している。

- ・総合防災訓練（震災対策）
- ・風水害対策訓練
- ・島しょ総合防災訓練
- ・帰宅困難者対策訓練

○各種イベントの実施

・防災展

日頃から災害への備えに役立つ防災情報や最新の減災対策を紹介

・備蓄の日フェスタ

日常備蓄を進めるためのミニセミナー、日常備蓄等に関する防災対策の展示・紹介、防災ワークショップ等

○東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業

民間事業者が運営する一時滞在施設が帰宅困難者のための備蓄品を購入する際、費用の一部を補助する事業を実施

○その他、パンフレット等

・帰宅困難者対策ハンドブック、帰宅困難者対策条例リーフレット

条例や実施計画、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でとりまとめた最終報告やガイドラインの内容を踏まえ、各事業者での帰宅困難対策を進める上で参考となるよう作成したもの

・東京都防災ガイドブック

地震や風水害、火山などの自然災害や、大規模事故、テロ災害など、東京が直面する危機への備えについて、都の取組を中心に解説

福祉仮設住宅

- ◇応急仮設住宅の供給にあたっては、災害救助法の運用において、高齢者、障害者等、日常生活上特別な配慮を必要とする複数の者に対して、老人介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅を設置し供与することができるとされている。
- ◇東日本大震災では、被災したグループホームや障害者施設等の代替や要配慮者向けの居住の場として、福祉仮設住宅が整備された。
- ◇東京都においても、高齢化が急速に進む中で、福祉仮設住宅等の供給や入居後の生活支援サービスのあり方について検討する必要がある。

概要

- 各県は、日常生活上配慮を要する複数の高齢者等のため、福祉仮設住宅を整備
- 建設に当たっては、共有スペースとして居間・食堂、台所等を設置する他、浴室・トイレ等への手すりの設置、多目的トイレ、介助用ユニットバスの設置など、バリアフリー仕様となるよう可能な限り配慮



整備主体	整備戸数	管理／運営
福島県 (住宅部門)	11団地229戸	市町村／ 運営主体(事業者)
宮城県 (住宅部門)	21団地290戸	市町村／ 運営主体(事業者)
岩手県 (住宅部門)	10団地120戸	市町村

※東京都都市整備局 各県へのヒアリングより

グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）プランの例



※東日本大震災における応急仮設住宅の建設に関する報告会(平成23年10月国土交通省)より

参考：東日本大震災への対応

- ◇都は、東日本大震災の被災県の応援要請に基づき、現在都内避難者に公的住宅の空き住戸や民間賃貸住宅の借上げにより応急仮設住宅を提供している。
- ◇都内避難者は、最大受入時で5,321人（民間賃貸住宅、都営住宅等への避難者）にのぼる。
- ◇今後も、被災県からの応援要請に基づく応急仮設住宅の提供を引き続き実施する。

東日本大震災の都内避難者の状況

避難者の受入れ状況

被災県の応援要請に基づき、都内避難者に応急仮設住宅を提供

（平成27年11月末現在、人数）

	都営住宅等※	民間賃貸住宅	合計
応急仮設住宅入居人数	2,507	547	3,054

※都営住宅等：都営住宅、公社住宅、東京都職員住宅、国家公務員宿舎

◎東京都の取組

- ・都として初めて民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として供給を行った。
- ・都営住宅や東京住宅供給公社、東京都職員住宅、国家公務員宿舎の空き住戸を有効活用し、応急仮設住宅として供給した。
- ・入居者管理を東京都住宅供給公社等に委託し、定期的な巡回や相談拠点の設置などにより、適切な対応に努めている。
- ・被災直後から避難者を受け入れるとともに、応急仮設住宅の提供や入居者支援になど応急・復旧期における切れ目のない避難者支援業務を行っている。

参考：大島町平成25年台風被害への対応

- ◇平成25年台風26号による被災者については、災害救助法に基づき、平成28年3月までの間、応急仮設住宅を供給するとともに応急修理を実施した。
- ◇自力での住宅再建が困難な被災者は、平成28年4月に完成予定の大島町が建設している町営住宅等に入居する予定である。

応急仮設住宅等の状況

型別	1DK(約20㎡) (1人用)	2DK(約30㎡) (2, 3人用)	3DK(約40㎡) (4人以上用)	計
設置戸数	15	25	6	46

参考：町営住宅等

○ 整備戸数及びスケジュール(予定) 計 2棟24戸

- ・元町家の上 1棟14戸(RC造、2階建て)、平成28年3月竣工予定
- ・岡田新開 1棟10戸(RC造、2階建て)、平成28年1月竣工予定

応急修理の実績

- 民間住宅の応急修理事件数： 2件

◎東京都の取組

- ・家屋被害調査や被災証明発行、住宅相談窓口等、都及び都内区市町村が人的・技術的支援を行った。
- ・応急修理業務の経験を踏まえ、応急修理要領標準案を作成した。
- ・島しょ部における新規建設による応急仮設住宅の供給を行い、仕様決定やスケジュール管理等の業務に関する知見を得た。



応急仮設住宅



町営住宅（建設中）